

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成18年度に係る業務の実績に関する評価 全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 適正な運営体制の下、年度計画を着実に実行するとともに、評価と学位授与の双方の事業に関して着実に工夫と改善を行っている。
- (ロ) 大学評価に関しては、実績を積み上げつつあり、今後実施数の増加が見込まれる評価業務への準備・対応への努力が十分に行われている。
- (ハ) 学位授与に関してはユーザー利便性の向上が図られており、調査・研究については各分野の専門家により研究が進められている。

<参考> ・業務運営の効率化: A ・業務の質の向上: A ・財務内容の改善: A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 認証評価に関しては、次の3点が課題である。
- ・民間の評価機関と機構が行う認証評価の特色及び独自性を踏まえ、我が国に大学評価を根付かせるため、機構が行う認証評価の役割を明確にするべきである。
 - ・認証評価が本格化してくることに備えた体制を整備する必要がある。
 - ・大学評価に関する研究をより深め、他の評価機関との連携を強める必要がある。(項目別－23参照)
- (ロ) 学位授与事業に関しては、次の2点が課題である。
- ・機構の学位の機能、意義について社会の理解を求める必要がある。(項目別－12, 17参照)
 - ・機構の学位を求める人々の便宜が図られているが、諸手続きをより一層分かりやすいものにするべきである。(項目別－11参照)
- (ハ) 大学評価研究については、大学制度についても視野に入れて研究を行うべきである。(項目別－15参照)
- (ニ) 政府の方針に沿った人件費削減への対応の際に、職員の負担増や事業の質の低下を招かないよう留意する必要がある。
(項目別－27参照)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 認証評価に関して
- ・我が国の認証評価がより適切に行われるよう、機構が先導的な役割を果たすべきである。
 - ・認証評価の体制整備は引き続き進めていくべきである。
 - ・評価についての専門研究者の育成を通じ、研究の推進を図るとともに、大学や民間機関と連携しつつ、日本における大学評価に関する研究の中心的存在となることを目指すべきである。
- (ロ) 学位授与事業に関して引き続き、学位に関する積極的な情報提供を行うべきである。
- (ニ) 職員の負担増や業務の質の低下を招かないよう留意しつつ、人件費削減への確実な取組が求められる。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成18年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A			調査及び研究	A	A	A		
業務の効率化	A	A	A			(1)大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A	A		
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A			1)調査研究プロジェクト	A	A	A		
						2)研究成果の公表等	A	A	A		
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A			(2)学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A	A		
(1)大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	A	A								
1)大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A			1)調査研究プロジェクト	A	A	A		
2)短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A			2)研究成果の公表等	A	A	A		
3)高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A+	A	A			情報の収集、整理、提供	B	B	A		
(2)専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A+	A	A			(1)評価に関する情報の収集、整理、提供	B	B	A		
(3)国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	B	A	A			1)大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	B	B	A		
学位授与	A+	A+	A			2)国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	B	A	A		
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与について	A+	A+	A								
(2)省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A	A			(2)学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	A	A	A		

その他の業務					
(1)国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	A	A		
(2)広報活動の実施	B	B	A		
(3)大学等の評価に関する普及活動の実施	A	A	A		
業務運営					
(1)運営体制の整備	A	A	A		
(2)自己点検・評価の実施	A	A	A		
Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善			A		
財務内容の改善に関する事項等	A	A	A		
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A		
人事に関する計画	A	A	A		

○評価の評定について

【平成16年度～平成17年度】

A+：特に優れた実績を上げている。

A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。

B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。

C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

S：特に優れた実績を上げている。

A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調、

または中期目標を上回るペースで実績を上げている。

B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。

C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	2,189	2,189	2,074			業務等経費	1,645	1,717	1,605		
大学等認証評価手数料	0	64	118			大学等評価経費	0	64	118		
学位授与審査等手数料	83	87	88			学位授与審査等経費	83	87	88		
その他	8	9	11			一般管理費	463	462	419		
寄附金等収入	5	10	15								
計	2,285	2,359	2,306			計	2,191	2,330	2,231		

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	2,140	2,293	2,250			経常収益	2,140	2,293	2,250		
業務費	1,628	1,771	1,771			運営費交付金収益	2,021	2,096	1,986		
大学評価事業経費	579	650	653			資産見返負債戻入	27	35	40		
						大学等認証評価手数料	0	64	118		
学位授与事業経費	331	341	355			学位審査手数料収入	83	87	88		
その他事業経費	718	780	763			財産貸付料収入	8	9	10		
一般管理費	513	522	479			寄附金収益	2	2	7		
財務費用	0	0	0			その他手数料収入	0	0	0		
雑損	0	0	0			財務収益	0	0	0		
臨時損失	269 (注1)	0	0			雑益	0	0	0		
						臨時利益	269 (注1)	0	0		
計	2,409	2,293	2,250			計	2,409	2,293	2,250		
						当期純利益	0	0	0		
						当期総利益	0	0	0		

備考

注1) 独法会計基準に基づき、法人化の際に国から無償譲渡された資産のうち、金額的に重要性のない少額の資産については消耗品費として臨時損失に費用計上し、その費用計上に対応して物品受贈益として臨時利益を計上している。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	1,542	2,607	2,332			業務活動による収入	2,307	2,360	2,324		
業務費支出	250	1,206	857			運営費交付金収入	2,189	2,189	2,074		
人件費支出	1,153	1,227	1,252			手数料収入	92	147	207		
一般管理費支出	133	168	212			寄附金収入	12	8	15		
預り科学研究費補助金の払出	7	7	11			預り科学研究費補助金の受入	7	7	14		
投資活動による支出	66	70	19			その他の業務収入	8	9	15		
有形固定資産の取得による支出	66	70	17			利息の受取額	0	0	0		
財務活動による支出	0	0	0			投資活動による収入	0	0	0		
						財務活動による収入	0	0	0		
計(注2)	1,608	2,678	2,351			計	2,307	2,360	2,324		

備考

注2) 16年度から17年度にかけて資金支出が大幅に増えているのは、次の要因による。

① 認証評価が始まったことにより、費用が増えたことによるもの

経常費用 H16年度 2,140,488千円

H17年度 2,293,087千円

② H16年度は法人初年度のため、前期の未払金の支払いがないこと及びH16年度に計上した未払金の支払いが、H17年度に行われていることなどによるもの

H16年度末の未払金残額 586,348千円

H17年度末の未払金残額 242,746千円

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	709	395	367			流動負債	710	398	368		
固定資産	7,510	7,379	7,192			固定負債	213	248	229		
						負債合計	924	646	596		
						資本					
						資本金	7,471	7,471	7,471		
						資本剰余金(注3)	△176	△343	△508		
						利益剰余金	0	0	0		
						(うち当期末処分利益)	0	0	0		
						資本合計	7,295	7,128	6,963		
資産合計	8,219	7,774	7,559			負債資本合計	8,219	7,774	7,559		

備考

注3) 各年度資本剰余金がマイナスになっているのは、法人化の際に国から現物出資財産のうち、減価に対応すべき収益の獲得が予定されていない固定資産の減価償却相当額は、資本剰余金の控除項目である損益外減価償却累計額として計上するため。資本剰余金が少額な当機構の場合、損益外減価償却累計額控除後の資本剰余金合計はマイナスとなる。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	0	0	0		
II 利益処分額					
積立金	0	0	0		

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員	141	142	138		

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成18年度に係る業務の実績に関する評価

I 業務の質の向上

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価(Ⅱ 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置：評定A)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	大学等の教育研究活動等の状況についての評価	○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 ○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。(法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。) ○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、基本的方向性等を適切に整理しているか。	○ 大学、短期大学及び高等専門学校等の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置した。評価担当者については、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準、法科大学院評価基準要綱について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学、1短期大学及び18高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 法科大学院認証評価（予備評価）に申請があった13法科大学院について、予定どおり予備評価を実施し、平成19年3月に予備評価の結果を確定し、対象大学に通知した。 ○ 平成19年度実施の認証評価については、38大学、2短期大学及び20高等専門学校及び14法科大学院（本評価11大学、予備評価3大学）の申請を受け付けた。申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査及びインタビュー調査を行った。この検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、専門職大学院認証評価に関する検討会議において、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、公表した。 ○ 平成17年度に引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。 ○ 平成19年度に予定されている機構の評価担当者に対する研修会及び国立大学法人等の評価担当者に対する説明会に向けて、具体的な評価実施方法等の検討を進める。 ○ また、平成20年度に予定されている国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の実施に向け、評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースの収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供した。	A	○ 大学、短期大学及び高等専門学校等の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置した。評価担当者については、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図るとともに、平成19年度評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準、法科大学院評価基準要綱について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂していることは評価できる。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めるなどの取組は評価できる。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学、1短期大学及び18高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載したことは評価できる。 ○ 法科大学院認証評価（予備評価）に申請があった13法科大学院について、予定どおり予備評価を実施し、平成19年3月に予備評価の結果を確定し、対象大学に通知したことは評価できる。 ○ 平成19年度実施の認証評価については、38大学、2短期大学及び20高等専門学校及び14法科大学院（本評価11大学、予備評価3大学）の申請を受け付けた。申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等が行われたことは評価できる。 ○ 評価担当者等の研修や大学等の意見聞きながら評価方法等を逐次整備したことは、評価できる。引き続き、限られたリソースを有効に活用し、高等教育の質の保証を図るという社会の要請に応えた認証評価を実施するため、評価の社会への明確化や評価方法の工夫・改善を期待する。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、公表していることは評価できる。 ○ 平成17年度に引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討が行われていることは評価できる。 ○ 平成20年度に予定されている国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の実施に向け、評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースの収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供されていることは評価できる。

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。	○ 大学、短期大学及び高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会等を設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学、1短期大学及び18高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成19年度実施の認証評価については、38大学、2短期大学及び20高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の結果を踏まえつつ、各機関への訪問説明を行った。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。	A ○ 平成17年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査及びインタビュー調査が行われた。この検証により、大学評価・学位授与機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにし、評価の実施方法の改善に活かしていることは評価できる。一方、現在、大学評価・学位授与機構に評価の申請をするのは国立大学中心となっており、アンケート調査の対象も国立大学が中心となると考えられるが、私立大学等からの意見を反映できる体制を今後も維持していく必要がある。
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。	○ 大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手順書についても改訂を行った。 ○ 評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象大学からの意見の申立てについて審議を踏まえて評価結果を確定し、平成19年3月に対象大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ なお、意見の申立てがあった4大学については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。 ○ 平成19年度実施の認証評価については38大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みを行った。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。 ○ また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 ○ これらの検証結果については、「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。	A ○ 平成19年度実施の認証評価については38大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みが行われたことは評価できる。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行っていることは評価できる。
① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大学の教育研究等の総合的状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点を指摘する。	平成18事業年度年度計画なし			

② 評価体制の整備等 平成16年度に大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての承認を受ける。 平成16年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。	○ 評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会10部会（委員30名、専門委員42名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員2名）を設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会（委員12名）を設置した。 専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、37名を選考した。選考に当たっては、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成19年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を選定するため、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から幅広い分野の専門家及び有識者を専門委員として207名を選考した。 ○ 平成19年度実施の評価に向け、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、国立大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても改訂を行った。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を7月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。
③ 評価の実施 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	② 評価の実施 平成17年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象大学から6月末までに提出された自己評価書及びその添付資料等について、各評価部会では1大学6～8人、財務専門部会では1大学4人の委員及び専門委員によるそれぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、対象大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。（10月中旬から12月上旬まで） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）を当該大学に通知した。その後、意見の申立てのあった4大学について、その内容について再度審議を行い、評価結果を確定した。（平成19年3月まで） ④ 評価結果の通知、公表 平成19年3月に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成18年度大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。 なお、意見の申立てのあった4大学については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。
④ 評価結果の検証等 評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	④ 評価結果の検証等 平成17年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。	○ 平成19年度に実施する評価の申請の受付にあたり、平成18年7月に依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立大学に送付した。 ○ 平成18年6、7月に全国3ヶ所（東京、大阪、福岡）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取り組みにより、平成19年度に実施する大学機関別認証評価について、38大学からの申請を受け付けた。 ○ 平成17年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成17年度においては、認証評価を実施した大学が4校（短期大学が2校）と少数であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。 ○ アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、 ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助産の強化のためオフィスアワーを設定、などの改善の取り組みが行われていること などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。 一方で、課題となる点として、 ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと などが確認され、更に努力が必要であることが明らかになった。

○ 平成17年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。

			○ 検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。これについて、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。
2) 短期大学の教育研究等の総合状況に関する評価	2) 短期大学の教育研究等の総合状況に関する評価	○ 短期大学の教育研究等の総合状況に関する評価を適切に行っているか。	○ 短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。 ○ 評価担当者に対する研修について、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった1短期大学について予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象短期大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成19年3月に対象短期大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ なお、意見の申立てについては、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象短期大学に送付するとともに公表した。 ○ 平成19年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みを行った。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。 ○ また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 ○ これらの検証結果については、「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。
① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。	平成18事業年度年度計画なし		
② 評価体制の整備等 平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等を見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。		○ 評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員2名、専門委員5名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員2名）を設置した。 ○ 専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、7名を選考した。選考に当たっては、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 ○ また、平成19年度評価における対象短期大学の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、短期大学関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員19名を選考した。 ○ 平成19年度実施の評価に向け、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、全国公立短期大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても改訂を行った。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、短期大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を7月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

○ 平成19年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みを行っていることは評価できるが、短期大学の認証評価については、短期大学からの認証評価の申請は少ない状況であり、今後、さらなる申請を促す取組を行う必要がある。

③ 評価の実施 平成17年度から、短期大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各短期大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	② 評価の実施 平成17年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。 ③ 評価の受付 平成19年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。	○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象短期大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、評価部会では1短期大学7人、財務専門部会では1短期大学4人の委員及び専門委員によるそれぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。(9月まで) ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象短期大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。(10月中旬) ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員で審議の上、評価結果(案)を取りまとめ、当該短期大学に通知した。その後、意見の申立てについて、その内容について再度審議を行い、評価結果を確定した。(平成19年3月まで) ④ 評価結果の通知、公表 平成19年3月に対象短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成18年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成19年度に実施する評価の申請の受付にあたり、平成18年7月に依頼文書「平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付した。 ○ 平成18年6、7月に全国3カ所(東京、大阪、福岡)で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している短期大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 ○ この取り組みにより、平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価について、2短期大学からの申請を受け付けた。	○ 平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。
④ 評価結果の検証等 評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	④ 評価結果の検証等 平成17年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。	○ 平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成17年度においては、認証評価を実施した短期大学が2校(大学が4校)と少数であったため、短期大学・大学を併せて検証を行った。 ○ アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、 ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助言の強化のためオフィスアワーを設定、などの改善の取り組みが行われていること などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。 一方で、課題となる点として、 ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと などが確認され、更に努力が必要であることが明らかになった。 ○ 検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。これについて、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。	○ 平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。
3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	○ 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を行っているか。 ○ 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準の見直しを行い、意見照会(パブリックコメント)を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても改訂を行った。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった18校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に対象校に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。	○ 平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。

		○ 平成19年度の認証評価については、20校からの申請を受け付けた。 ○ 平成17年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査及びインタビュー調査（対象校のうち4校を抽出）の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。 - また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 - これらの検証結果については、「平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。
① 高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。	平成18事業年度年度計画なし	
② 実行の評価の実施 高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に実行の評価を実施する。	平成18事業年度年度計画なし	
③ 評価体制の整備等 実行の評価の状況を踏まえ、平成16年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法を決定する。 平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。	○ 評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会3部会（委員12名、専門委員37名）及び財務専門部会1部会（委員2名、専門委員4名）を設けた。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。 - 専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、41名を選考した。選考に当たっては、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 - また、平成19年度評価における対象高等専門学校数、対象高等専門学校の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、専門委員63名を選考した。 ○ 平成19年度実施の評価に向け、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校機関別認証評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、高等専門学校等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても改訂を行った。 ○ 評価担当者が、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。
④ 評価の実施 平成17年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年度に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。	② 評価の実施 平成17年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。	○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、各評価部会では1校5～6人、財務専門部会では1校3人の委員及び専門委員によるそれぞれの評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象高等専門学校関係者の面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。（10月上旬から11月下旬まで） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会が審議の上、評価結果（案）を当該高等専門学校に通知し、全ての対象校から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。（平成19年3月まで） ④ 評価結果の通知、公表 平成19年3月に各対象高等専門学校及びその設置者に対して当該高等専門学校の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成18年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。
	③ 評価の受付 平成19年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。	○ 平成19年度に実施する評価の申請の受付にあたって、平成18年7月に依頼文書「平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立高等専門学校に送付した。 ○ 平成18年6月14日に高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各高等専門学校の認証評価に対する動向を把握するため、平成18年5月に各高等専門学校に対し認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。 - この取り組みにより、平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価について、20高等専門学校からの申請を受け付けた。

⑤ 評価結果の検証等 評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	④ 評価結果の検証等 平成17年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。	○ 平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。 ○ アンケート調査及びインタビュー調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、 ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、主要科目の常勤職員を採用し充実させた、シラバスの形式を統一し評価基準や評価方法について明確化した、などの改善の取り組みが行われていること などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。 一方で、課題となる点として、 ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと などが確認され、更に努力が必要であることが明らかになった。 ○ 検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。これについて、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。	○ 平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究等の状況に関する評価を適切に行っているか。 (法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。) ○ 法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置し、評価担当者となる専門委員について、法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）の申請状況に応じて、適切な評価担当者を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評価基準要綱について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど、評価の実施内容等の見直しを行った。 ○ 評価担当者に対する研修を実施し、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めることができた。 ○ 評価の実施については、平成18年度の法科大学院認証評価（予備評価）に申請のあった13法科大学院について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成19年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。 ○ 平成19年度実施の法科大学院認証評価については、11大学から本評価、3大学から予備評価の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取り組みを行った。 ○ 平成18年度に開催した認証評価委員会において、本評価については、教員組織調査専門部会を設置して教員の授業科目適合性の調査を行うことを決定し、平成19年1月に実施方法を対象法科大学院を置く大学に通知した。 ○ 平成17年度に予備評価を実施した法科大学院及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実を目指すこととしている。 また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 これらの検証結果については、「平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、専門職大学院認証評価に関する検討会議において、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、公表した。 今後とも、専門職大学院の認証評価機関の創設を検討している関係団体等の参考に資するよう、「専門職大学院の評価基準モデル」の周知に努めていきたい。	A
① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には道格認定を行うとともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。	平成18事業年度年度計画なし		

② 評価体制の整備等 平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	① 評価体制の整備等 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。
③ 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施する。 平成19年度から、大学からの申請に基づいて評価（本評価）を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。	② 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施し、評価報告書を当該大学に提供する。 ③ 評価の受付 平成19年度に実施する評価（本評価及び予備評価）について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

○ 評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会を6部会（委員7名、専門委員47名）を設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議（委員8名、専門委員11名）を設置した。 専門委員については、国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員35名を選考した。 また、平成19年度評価における対象法科大学院の状況に応じた評価担当者を配置するため、国公私立大学及び法曹三者から推薦を求め、専門委員62名を選考した。 ○ 平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評価基準要綱について、各法科大学院の現状を踏まえ一部の解釈指針の見直しを行い、関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。さらに、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載する予定である。 なお、平成19年度から実施する本評価においては、教員組織（教員の資格と評価）に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会を設置し、教員の授業科目適合性の調査を行うことを決定し、実施方法についてさらに検討し、調査に係る資料の作成方法や様式等を平成19年度評価対象大学に通知した。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、6月に法科大学院評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。 研修会では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。	
○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、評価部会では1法科大学院7～10人の委員及び専門委員によるそれぞれ10章54の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、各対象法科大学院ごとに法科大学院関係者との面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。（10月～12月） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査の結果を踏まえ、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会が審議の上、評価結果（案）を取りまとめ、当該法科大学院に通知し、意見の申立てのあった3法科大学院について、その対応について審議を行った上で、評価結果を確定した。（平成19年3月まで） ④ 評価報告書の通知 平成19年3月に各対象法科大学院を置く大学に対して評価報告書を通じた。 なお、意見の申立てのあった3法科大学院については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を通知した。 ○ この法科大学院認証評価（予備評価）の実施は、各法科大学院が本評価に先立って教育研究活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的に実施した。 ○ 平成18年度に実施した13法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを検討し、平成19年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとした。	
○ 平成19年度に実施する評価の申請を受付するため、平成18年7月に依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択の評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」及び「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択の評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。 ○ 平成18年6月にすべての法科大学院を対象に、法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各法科大学院に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともに、その状況も踏まえつつ、機構に申請を検討している法科大学院を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取り組みにより、平成19年度に実施する認証評価（本評価及び予備評価）について、11大学から本評価、3大学から予備評価の申請を受け付けた。	○ 平成18年度に実施した13法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを検討し、平成19年度以降の実施に係る一部の事項の取扱いについての見直しを図ることとしていることは評価できる。

④ 評価結果の検証等 評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。	④ 評価結果の検証等 平成17年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。	○ 平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。 ○ アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、 ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、休業期間中の開講科目、履修登録可能単位数の見直し、法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し、などの改善の取り組みが行われていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。 一方で、課題となる点として、評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくことなどが確認され、更に努力が必要であることが明らかになった。 ○ 検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめ、これについて、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。	○ 平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。
⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。	⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 大学関係者及び有識者等の参画を得て、法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価のための評価基準等について検討を行い、検討結果を公表する。必要に応じて、認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進め、文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行う。	○ 平成17年度に設置された「専門職大学院認証評価に関する検討会議」の下に、比較的多数の専門職大学院が設置されている「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野について分野別検討グループを設置し、各分野固有の評価基準等について検討を行い、これらを参考に、さらに3分野以外の専門職大学院にも共通して適用できる「専門職大学院の評価基準モデル(案)」を取りまとめた。 ○ モデル案について、専門職大学院を置く大学及び関係団体に対して、意見照会を行い、その意見を踏まえつつ、平成18年12月開催の検討会議において、「専門職大学院の評価基準モデル」を審議決定した。 ○ モデルについて、専門職大学院の認証評価機関の創設を促すことを目的として、平成19年1月に専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表した。	
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、評価の実施内容・手順等を適切に整理しているか。 ○ 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について」(平成18年6月19日)を踏まえ、機構の国立大学教育研究評価委員会において審議を重ね、「評価実施要項(案)」及び「実績報告書作成要領(案)」を取りまとめた。これらの案については、平成19年1月に開催した文部科学省国立大学法人評価委員会において報告するとともに、ウェブサイトで公表した。なお、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議状況及び文部科学省主催の「国立大学法人評価実務担当者連絡会」並びに国立大学協会の支部会議等での意見を踏まえ、さらに検討を行い、上記案の修正を行った。	A
① 評価方法の開発 国立大学教育研究評価委員会(仮称)を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発する。	① 評価方法の検討 国立大学教育研究評価委員会において、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行い、評価の実施内容・手順等について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携・調整の上、整理する。	○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関する実施に当たり、「国立大学教育研究評価委員会」に、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に作成を求める実績報告書の作成要領及び機構における教育研究評価の基本方針や基本的な内容・手順等を示した評価実施要項の原案を取りまとめることを目的としてワーキンググループを設置し、同委員会において審議した。 ○ 国立大学教育研究評価委員会における審議状況 国立大学教育研究評価委員会を5回、同ワーキンググループを6回開催し、 ① 文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供するため、これまでの国立大学教育研究評価委員会において検討を行った教育研究評価の基本的な方向性等を平成18年4月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について(中間まとめ)」として取りまとめた。 ② 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について(平成18年6月19日)」を踏まえ、評価を受ける国立大学法人及び大学共同利用機関法人だけでなく評価者の負担や評価スケジュールを考慮した教育研究水準及び質の向上度の具体的な評価方法や、中期目標の達成状況の具体的な評価方法等の検討を行い、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(案)」を平成19年1月に取りまとめた。 ③ 評価方法の検討に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるよう、厳正なる自己評価を行うこととし、水準については、「関係者の期待に込めているか」という基準で判断するとともに、個々の研究業績については、「第三者による評価結果」や「客観的指標」等をもとに判断するなど、客観的視点からの分析を行うこととした。これらの審議状況については、機構のウェブサイトで公表した。 ○ 上記で取りまとめた「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(案)」について、文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告するとともに、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価実務担当者を対象として開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等で機構から説明を行った。 文部科学省国立大学法人評価委員会及び「国立大学法人評価実務担当者連絡会」等での意見を踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(案)」の修正を行った。	

② 評価体制の整備等 評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。 また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。	② 評価体制の整備等 評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める準備を行う。	○ 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に提出を求める基礎資料の内容について検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」の中に、教育・研究水準の分析に当たって根拠となると考えられる資料・データ例を示した。 これらの検討に当たっては、文部科学省が2月に開催した「国立大学法人評価業務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等において、参加した国立大学法人関係者等から出された意見を踏まえ、「実績報告書作成要領（案）」への修正を行った。		
③ 評価の実施 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。	平成18事業年度年度計画なし	_____		

(2) 学位授与 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評価	委員のコメント
学位授与	学位授与	○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 ○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。	○ 機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、厳正な審査を行った上で学位を授与している。 ○ 平成18年度においても、短期大学・高等専門学校卒業等単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,579人に対して規則どおり申請後6月以内に学士の学位を授与した。 ○ また、いわゆる省庁大学校の修了者1,160人に対しても同様に厳正な審査を行った上で、学士については1,024人に対して規則どおり申請後1月以内に、修士及び博士については、修士109人、博士27人に対して規則どおり申請後6月以内に学位を授与した。 ○ これにより平成18年度は、新たに3,739人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、38,565人に対して学位を授与した。 ○ 平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。 ○ 学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科については、認定申請を受け付けた後、学位審査会及び専門委員会・部会で教育課程及び教員組織等の審査を行い、7専攻(5校)を認定し設置者に通知した。これにより、平成19年4月1日現在における認定専攻科は、259専攻(137校)となった。 ○ これらの審査及び認定は、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会及びその下に置かれる分野別の専門委員会・部会に、総勢300人以上の専門家の参画を得て厳正に行った上で学位を授与しており、学習者の機会の拡大と同時に機構が授与する学位の質を確保した。	A	○ 大学評価・学位授与機構は、大学以外に学位授与を行える唯一の機関であり、それゆえ大学評価・学位授与機構の学位授与制度は、他の事例にならうことのできない特異なものであるといえる。そうした制度を自己改善するために工夫がなされており評価できる。 ○ また、現在、生涯学習、リカレント教育において社会人の大学院教育へのニーズは強く、大学卒の資格を認定する事業は必要性が高い。学位に関する需要は今後増加すると思われ、ユーザーの便宜を考えた柔軟な対応がなされていると評価できる。 ○ 短期大学・高等専門学校卒業等単位積み上げ型の学習者に対して、2,579人に対して学士の学位の授与を行い、また、また、いわゆる省庁大学校の修了者1,160人に対して学士(1,024人)、修士(109人)、博士(27人)の学位を行い、さらに、学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科7専攻(5校)を認定したことは評価できる。
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。	○ 短期大学・高等専門学校卒業等単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行った後、申請書類の検査、修得単位の審査、学修成果(レポート又は作品)及び試験(小論文試験又は面接試験)の審査を経て、学位審査会で合格を判定し、合格と判定された2,579人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ 学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員会が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。 ○ 平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。 ○ 商船高等専門学校の「商船学」に関する専攻を9月に修了する見込の者からの申請を可能とするため、規則を改正し、平成19年度4月期申請からの見込申請を可能とした。 ○ 時代に即応した、よりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。 ○ 学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科については、認定申請を受け付けた後、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、7専攻(5校)を認定し設置者に通知した。これにより、平成19年4月1日現在における認定専攻科は、259専攻(137校)となった。	A	○ 対象者に応じて柔軟な学位授与が行われている。在学機関での修了式における手渡しの制度創設は特段に工夫として評価できる。 ○ 商船高等専門学校の「商船学」に関する専攻を9月に修了する見込の者からの申請を可能とするため、規則を改正し、平成19年度4月期申請からの見込申請を可能としたことは評価できる。

- ① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

- ① 当該年度2回（4月期と10月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

- 平成18年度においても、短期大学・高等専門学校卒業等者の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行っており、
- ① 「申請書類の検査」
- ② 申請者の修得単位が申請のあった専攻区分ごとに機構の定める修得単位の基準を満たしているかどうかを判定する「修得単位の審査」
- ③ 申請者が提出した学修成果（レポート又は作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するために実施する「小論文試験又は面接試験（4月期申請は6月、10月期申請は12月）」
- ④ 専攻区分ごとの専門委員会・部会で、学修成果の内容及び試験結果を受けて個々の申請者に対する判定案を作成する「学修成果・試験の審査」
- ⑤ 学位審査会で各専門委員会・部会の判定案を取りまとめる「学位審査会による合否判定（4月期は8月、10月期は2月）」を経て、合格と判定された2,579人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。
- 平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。これにより短期大学の認定専攻科修了者297人、高等専門学校の認定専攻科修了者719人の計1,016人が本制度の利用を希望し、在学機関の修了式などにおいて学位記を受け取った。
- 4月期申請においても10月期申請においても、試験当日に急遽申出のあったものを含め、受験上の特別措置については、いずれも適切に対応した。また、平成18年度については特になかったが、不測の事態が生じた場合でも適切に対応できるよう体制を整備した。

② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考しつつ見直し又は整備する。	② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考しつつ見直し又は整備する。
③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。
④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧に不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。	④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。
⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。	⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への道」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。
⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。	⑥ 電子申請システムについては、そのプロトタイプに基づき、学位授与を支援する他の2システムとの連携を図りつつ、システムを構築する。他の2システムについても、科目審査支援システムは試行的に運用して問題点等が発生した場合は改善し、試験問題作成支援システムは運用を開始する。
⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。	⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。
⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類・程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。	⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類・程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

○ 申請者が科目を分類しやすいように、専攻区分「音楽」において、関連科目に区分の追加を行うとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加した。	○ 申請者が科目を分類しやすいように、専攻区分「音楽」において、関連科目に区分の追加を行うとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加した。
○ 高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加し、平成20年度4月期から申請受付を行うこととして、平成19年3月に機構のウェブサイトに掲載して周知を図った。	○ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家309人（専門委員281人・時専門委員28人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置した。
○ 平成18年度は、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正するとともに、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員の負担の軽減を図った。	○ 平成18年度は、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正するとともに、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員の負担の軽減を図った。
○ 時代に即応した、より的確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。	○ 時代に即応した、より的確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。
○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文書の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知した。	○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文書の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知した。
○ 申請者の利便性を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への道」及び「学位授与申請書類」を平成18年度も印刷媒体で配布するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。	○ 申請者の利便性を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への道」及び「学位授与申請書類」を平成18年度も印刷媒体で配布するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。
○ 特に平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を検討している人に、この制度をより理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者への周知を図った。	○ 特に平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を検討している人に、この制度をより理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者への周知を図った。
○ 現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を進めている。平成18年度には、平成19年度からの仮運用を目指し、プロトタイプを基に本システムを構築した。この電子申請システムの運用により、ウェブ画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、郵配入力が減少するなどの利点がある。	○ 現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を進めている。平成18年度には、平成19年度からの仮運用を目指し、プロトタイプを基に本システムを構築した。この電子申請システムの運用により、ウェブ画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算等）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、郵配入力が減少するなどの利点がある。
○ 「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めており、「科目審査支援システム」については仮システムで試行を行い、平成19年度からは運用を開始することとしている。また、「試験問題作成支援システム」についても平成18年度から運用を開始した。	○ 「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めており、「科目審査支援システム」については仮システムで試行を行い、平成19年度からは運用を開始することとしている。また、「試験問題作成支援システム」についても平成18年度から運用を開始した。
○ 今後は、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システム全体の連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を仮運用し、本格実施に備えることとしている。	○ 今後は、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システム全体の連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を仮運用し、本格実施に備えることとしている。
○ 試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。	○ 試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。
○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。	○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。
○ 平成18年度は、4月期申請において、視覚障害を持つ申請者1人、10月期申請において、筋骨格系障害者、華麻痺の者、低血糖の者の計3人から受験上の特別措置の申出があったので、それぞれの障害の状況に応じきめ細かな措置を講じた。	○ 平成18年度は、4月期申請において、視覚障害を持つ申請者1人、10月期申請において、筋骨格系障害者、華麻痺の者、低血糖の者の計3人から受験上の特別措置の申出があったので、それぞれの障害の状況に応じきめ細かな措置を講じた。
○ また、試験当日の体調不良など、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定するなど、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。	○ また、試験当日の体調不良など、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定するなど、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。

○ 専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を2年に改正するとともに、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員の負担の軽減が図られていることは評価できる。

○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文書の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知するなど、不合格者への説明を行っている点は評価できる。

○ 「新しい学士への道」は非常にわかりやすく作られており評価できる。さらに学位の意義について、もう少し具体的な説明が望まれる。

○ 身体に障害がある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている点は評価できる。

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて認定の可否を通知する。	⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成19年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。	○ 平成19年度からの専攻科の認定を希望する短期大学の専攻科6専攻（4校）及び高等専門学校の専攻科1専攻（1校）から認定の申出があり、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、審査を行った。審査に当たっては、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化と質の保証を確保するため、教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなどについて審議を行い、7専攻（5校）を認定し設置者に通知した。	
⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	⑩ 平成3年度及び平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	○ 短期大学又は高等専門学校の認定専攻科の質の保証を確保するため、平成3年度、平成8年度及び平成13年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科15専攻（15校）及び高等専門学校の専攻科23専攻（10校）に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の38専攻（25校）すべてを「適」と判定し設置者に通知した。 ○ これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用することにより、審査事務の省力化を図った。	
⑪ 申請機関の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。	⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。	○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。	○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を大学評価・学位授与機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図るなどの取組は評価できる。
⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織により単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を行う。	⑫ 学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。	○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で384人に送付して310人から回答があった。このアンケート調査の分析により得られた知見に基づき、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえよう、「新しい学士への途」に制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行った。	○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で384人に送付して310人から回答があった。このアンケート調査の分析により得られた知見に基づき、大学評価・学位授与機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえよう、「新しい学士への途」に制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行っていることは評価できる。
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について	○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。 ○ いわゆる省庁大学校の修了者1,160人に対して、学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査を行い、合格と判定された1,024人に対して規則どおり申請後1月以内に学位を授与し、修士及び博士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査、また、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、合格と判定された修士109人、博士27人に対して規則どおり申請後6月以内に学位を授与した。これにより平成18年度は、新たに3,739人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、38,565人に対して学位を授与した。 ○ 平成18年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、看護学部にワーキンググループを設置した。 ○ 平成18年度は、平成3年度及び平成13年度に課程認定を行った防衛学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科の2校4課程に対して、機構が定める規則に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。	A ○ 平成18年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部に看護学の各分野（精神、成人、母性、基礎、地域、小児）を専門とする専門委員で構成されるワーキンググループを設置した。
① 省庁大学校の教育課程の認定申出を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。	① 省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成18年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。	○ 平成18年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部に看護学の各分野（精神、成人、母性、基礎、地域、小児）を専門とする専門委員で構成されるワーキンググループを設置した。	
② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	② 平成3年度及び平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。	○ 平成18年度は、平成3年度及び平成13年度に課程認定を行った防衛学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科の2校4課程に対して、機構が定める規則に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。 ○ 平成18年度は、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、平成17年度に引き続き、第1回学位審査会（5月）において、あらかじめ審査を取り進めることの下承を得て、7月及び9月の専門委員会・部会において審査を行った。	

③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。		○ 申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。 また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。			
④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する	④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。		○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、課程の認定申出等をする機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。			
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。	⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。		○ 申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。具体的には、 ① 学士については、7大学校7課程の修了者から申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された1,024人に申請後1月以内に学士の学位を授与した。 ② 修士については、3大学校4課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された109人に申請後6月以内に修士の学位を授与した。 ③ 博士については、2大学校2課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された27人に申請後6月以内に博士の学位を授与した。 ○ 学士、修士、博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。			
⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証を行う。	平成18事業年度年度計画なし		_____			

(3) 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
調査及び研究	調査及び研究	○ 機構の行う大学評価事業及び学位授与事業に資するという観点から、それらに関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究にかかわる国際交流も積極的に進めている。	A	○ 大学評価を業務とする大学評価・学位授与機構に高等教育研究の部門(評価研究部)が設置されていることは評価できる。ただし、分野別の評価においては各分野の専門家の協力が必要であるため、その中で大学評価・学位授与機構に置かれている研究部門が明確な役割を果たすことが望まれる。
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	○ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構内の大学評価に関する①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトは中期計画及び年度計画に沿って活発に実施されている。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文等への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。 ○ 大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位授与』を平成18年度に1号発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。また、調査研究に関する海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成18年度は計5回の公開研究会等を開催した。	A	○ 評価研究の成果を広く公表していることは評価できる。大学評価は適切な大学制度の基盤の上で有効性を持つものであり、より効果的な評価システムの構築に資するため、大学制度についても視野に入れ、評価研究に取り組むことが望ましい。
1) 調査研究プロジェクト(()内は中期目標との主たる関係)	1) 調査研究プロジェクト		○ 平成18年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。	A	○ 他の組織の研究者との共同研究は、大学評価についての意義を共有し、発展させることから評価できる。また積極的な研究成果の発表も評価できる。
① 大学評価の手法、評価指標の研究開発(目標①、⑤) 平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用方法の研究開発を行う。	① 大学評価の手法、評価指標の研究開発 昨年度までに得られた知見を基に、国内外の大学等における評価やその指標の最新状況に係る調査をさらに実施するとともに、大学等の諸活動を示す指標の評価への活用可能性と課題について具体的に検討する。		○ 前年度までに実施した調査研究(本プロジェクト第一期)のとりまとめを継続して行い、「大学評価・学位研究」に論文等7編、海外の学術誌論文2編、国内の学術誌論文1編などを公表した。 ○ 国内外の評価手法や指標に係る最新状況の調査として、米国大学アクレディテーション協会、2つの米国大学研究管理者協会、米国科学財団、独逸アクレディテーション機関(AQUIN)、仏国研究所などの会合参加や関係者へのヒアリング調査を行った。 ○ 平成18年度に大学情報データベース事業の試行的構築により入力されたデータを解析することにより、評価で参照しうる指標やそのグラフ表現の方法について検討を行った。検討内容は大学情報データベースの本格構築における指標の設定やレポート作成機種の設計に直接的に反映された。		
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究(目標①、⑥) 平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用方法の研究開発を行う。	② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究 本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおける研究成果を踏まえ、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用方法の研究開発を行う。		○ 評価の活用方法に関して、「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する研究プロジェクト」を組織した。そして、特に今年度は授業評価の効果的な活用方法について、8月に東京と京都において米国より専門家招聘し、シンポジウム「授業評価で大学をどう変えるか」を開催した。シンポジウムは大変好評を得、機構の姿勢として「改善に資する評価」を大きくアピールすることができた。 ○ シンポジウム参加者に対して質問紙調査を行い、授業評価の活用状況について調査を行った。講演録及び調査結果を報告書にまとめて公開した。調査結果は機構の評価基盤の評価の視点にも活かされた。 ○ シンポジウムとして招聘したPeter Seldin氏は教育業績の記録としてのTeaching Portfolioの権威であり、この手法は教育業績評価の活用により有効なアプローチであると判断したため、氏の著書である「Teaching Portfolio」の日本語訳出版の契約を交わした。本書は平成19年度に出版の予定である。 ○ 日英高等教育プログラムでは、機構は日本側推進委員会の事務局を担当し、機構長が同委員会委員長を務めている。 ○ 平成18年7月、日本側推進委員会を開催し、その結果について英国側とも調整を行った結果、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」(平成19年1月～平成19年9月)を実施することとなり、平成19年5月予定の日本側参加機関による英国へのビジット、平成19年6月予定の英国側参加機関による日本へのビジット及び高等教育ガリシー・フォーラムに向けた準備を進めた。		

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究 (目標②、③) 平成17年度までに、民間的経営手法の大学評価への活用に関する研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。	③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究 本研究は、民間的経営手法の大学評価への活用に関する研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。 本年度はその3年目であり、次の調査を行う。 ・大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査 ・大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査結果を基にした、大学評価への適用可能性に関する取り組み及び関連情報の蓄積及び公表
④ 大学評価における情報技術 (IT) の活用研究 (目標④、⑤) 平成18年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に関する研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用方法及び理論の最新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。	④ 大学評価における情報技術 (IT) の活用研究 本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に関する研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。 本年度はその3年目であり、次の調査及び研究を行う。 ・大学情報に関連する研究・開発動向の調査 ・教育情報を主体とした大学情報に関するデータベースの構築 ・大学評価におけるデータベース等の活用 (支援システム構築) の検討
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究 (目標④、⑤) 平成18年度に、平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、総合的な検証を実施する。 平成20年度までに、評価実施校等に対して実施する調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。	⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究 平成17年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

○ 平成18年12月、英国 (エジンバラ) で開催された国際会議 "Going Global 2 The UK's International Education Conference" (ブリティッシュ・カウンシル主催) に機構から4名が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ガリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インドなどとの多国間連携実施の可能性等について協議を行った。 ○ 英国のQAAと、平成19年2月に高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結した。本覚書に基づき、「高等教育の質保証に関する日英双方の用語集の作成」、「評価機関の国際適用性に関するプロジェクト」等のプロジェクトを日英双方で実施していくことで合意が得られたことを受け、プロジェクトの具体的な内容についてQAAと連絡調整を行い、準備を進めた。	
○ 年度計画に基づき、大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査、大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査、民間的発想の経営手法の大学評価への活用に関するシミュレーション (実際に経営手法を適用する場合に生ずる問題等に関する検討) を着実に進めた。平成18年度はさらに大学を対象とした訪問調査も実施し、実際の大学の側の意見を取り入れるよう努めた。 これらの研究成果の一部は、既に学術論文あるいは口頭発表として公表され、また機構の出版する学術雑誌での公表を待つ段階にある。	○ 民間経営体の評価と大学評価の違いや共通点を研究することは重要であり、今後も研究を進めることが望まれる。
○ 大学情報及び情報化に関連する研究・開発動向の調査として、特に米国における高等教育情報の収集とその活用についての調査検討を行い検討結果の一部は『大学評価・学位研究』第6号に掲載予定である。 ○ いくつかの大学等においてインターネット等で公開されているもの及びCDで入手した電子的な教育を中心とした情報の収集と構造解析及びデータベース構築の再検討を行った。また評価事業支援に資することを目的とし試作した各種システムの検討と改良を実施した (例えばクラスタリングを用いたカリキュラム分析システムにおいては専門職大学院のカリキュラムを対象として専門教育課程間の比較分析を実施した)。得られた研究成果は、本機構及び一般の学術誌等への掲載、学会学術講演会等での講演発表により公表した。	
○ 平成17年度の評価実施校 (評価を受けた大学4校、短期大学2校、高等専門学校18校、法科大学院4校) 及び機構の評価担当者に対してアンケート調査を実施し調査結果をとりまとめた。また、アンケートに追加の検証が必要と思われる意見を回答した一部の評価実施校にはさらなる調査をインタビュー形式で実施した。 ○ アンケート調査等の結果から、平成17年度に実施した認証評価については、①評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと、②評価実施校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会がほぼ有効に機能したこと、③今回の評価のために評価実施校が自己評価を行ったことや機構から評価結果を受けたことが、対象校の課題把握や評価の重要性の認識の浸透等に一定の効果・影響を及ぼし、またいくつかの改善の取組が行われていること、などが確認された。これら結果は「平成17年度に実施したそれぞれの機関別認証評価の検証結果報告書」としてまとめられている。 ○ 上述の結果とは対照的に、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担を軽減していくことや、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会からの理解、支援を得ていくためのさらなる改善が必要であるとの分析もなされた。このため、評価方法の改善に関する研究を行い、改善策を提案するとともに、評価情報の公開手法の研究に着手した。 ○ 評価方法の改善に向けた研究から基礎・観点 (解釈指針) の表現について、評価実施校向けの説明会、自己評価担当者等に対する研修会そして機構の評価担当者に対する研修会をより効果的なものとするための方法、機構の評価担当者が書面調査を行う際に使用する書面調査票について、さらには評価情報の安全性を高めることを検討し改善策を提案した。これらの提案に基づく改善については、既に一部平成18年度に実施されている。 ○ 効果的な認証評価情報の公開手法に関する研究については、まず、調査対象を特に認証評価情報を必要とする高校関係者と企業に特定し調査計画の設定を行い実施した。平成18年度のヒアリング調査の分析結果は、INQUAAHE CONFERENCE 2007にて発表された。	

2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機関の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。	2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機関の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。	○ 調査研究の成果は、学術誌『大学評価・学位研究』第5号に論文2篇を掲載するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表した。 ○ 上記の学術誌のほか、評価研究部教員の研究成果は、学術論文8篇、著書・訳書1編、口頭発表11件、報告書原稿等1件を通して公開した。 ○ 研究会等の開催については、海外からの招へい者による公開講演会を含む5回の研究会・シンポジウム・講演会を開催した。 ○ 評価研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金については、新規3件、継続2件が採択され、690万円の交付を受けた。また、平成19年度の申請にあたり、説明会を開催するなど申請件数の増加に努めた。（平成19年度 新規4件、継続3件の交付予定） ○ 「海外派遣研究員制度」について、平成18年度は評価研究部から1名をアメリカ合衆国に派遣して研究の推進に資するよう努めた。（研究テーマ：「大学の質の向上のための要因と方策に関する研究」）	A	○ 学位の機能や役割を明確化し、社会に対しわかりやすく説明することは重要であり、そのための基礎的研究を行っている点は評価できる。例えば学位に関する国際比較の研究を進めている点は、教育のグローバル化が進む社会のニーズに則しており評価できる。
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	○ 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構は、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である。学位取得への機会の拡大と厳正な審査過程の運用という命題のバランスを保ちながら学位授与を行うために、学位を相対化した調査研究とその成果の普及は極めて重要な役割をもつものである。平成18年度は、より適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を継続あるいは新たにスタートした。 ○ 調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文15篇、著書・訳書2編、科学研究費補助金報告書3編、講演会・公開シンポジウム主催3件、研究会主催9件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。	A
1) 調査研究プロジェクト（（ ）内は中期目標との主たる関係）	1) 調査研究プロジェクト	○ 平成18年度事業計画に従い、高等教育に関わる研究として①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究と②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究を遂行した。これらのテーマのもとでの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、㏀、㏁、㏂、㏃、㏄、㏅、㏆、㏇、㏈、㏉、㏊、㏋、㏌、㏍、㏎、㏏、㏐、㏑、㏒、㏓、㏔、㏕、㏖、㏗、㏘、㏙、㏚、㏛、㏜、㏝、㏞、㏟、㏠、㏡、㏢、㏣、㏤、㏥、㏦、㏧、㏨、㏩、㏪、㏫、㏬、㏭、㏮、㏯、㏰、㏱、㏲、㏳、㏴、㏵、㏶、㏷、㏸、㏹、㏺、㏻、㏼、㏽、㏾、㏿、㐀、㐁、㐂、㐃、㐄、㐅、㐆、㐇、㐈、㐉、㐊、㐋、㐌、㐍、㐎、㐏、㐐、㐑、㐒、㐓、㐔、㐕、㐖、㐗、㐘、㐙、㐚、㐛、㐜、㐝、㐞、㐟、㐠、㐡、㐢、㐣、㐤、㐥、㐦、㐧、㐨、㐩、㐪、㐫、㐬、㐭、㐮、㐯、㐰、㐱、㐲、㐳、㐴、㐵、㐶、㐷、㐸、㐹、㐺、㐻、㐼、㐽、㐾、㐿、㑀、㑁、㑂、㑃、㑄、㑅、㑆、㑇、㑈、㑉、㑊、㑋、㑌、㑍、㑎、㑏、㑐、㑑、㑒、㑓、㑔、㑕、㑖、㑗、㑘、㑙、㑚、㑛、㑜、㑝、㑞、㑟、㑠、㑡、㑢、㑣、㑤、㑥、㑦、㑧、㑨、㑩、㑪、㑫、㑬、㑭、㑮、㑯、㑰、㑱、㑲、㑳、㑴、㑵、㑶、㑷、㑸、㑹、㑺、㑻、㑼、㑽、㑾、㑿、㒀、㒁、㒂、㒃、㒄、㒅、㒆、㒇、㒈、㒉、㒊、㒋、㒌、㒍、㒎、㒏、㒐、㒑、㒒、㒓、㒔、㒕、㒖、㒗、㒘、㒙、㒚、㒛、㒜、㒝、㒞、㒟、㒠、㒡、㒢、㒣、㒤、㒥、㒦、㒧、㒨、㒩、㒪、㒫、㒬、㒭、㒮、㒯、㒰、㒱、㒲、㒳、㒴、㒵、㒶、㒷、㒸、㒹、㒺、㒻、㒼、㒽、㒾、㒿、㓀、㓁、㓂、㓃、㓄、㓅、㓆、㓇、㓈、㓉、㓊、㓋、㓌、㓍、㓎、㓏、㓐、㓑、㓒、㓓、㓔、㓕、㓖、㓗、㓘、㓙、㓚、㓛、㓜、㓝、㓞、㓟、㓠、㓡、㓢、㓣、㓤、㓥、㓦、㓧、㓨、㓩、㓪、㓫、㓬、㓭、㓮、㓯、㓰、㓱、㓲、㓳、㓴、㓵、㓶、㓷、㓸、㓹、㓺、㓻、㓼、㓽、㓾、㓿、㔀、㔁、㔂、㔃、㔄、㔅、㔆、㔇、㔈、㔉、㔊、㔋、㔌、㔍、㔎、㔏、㔐、㔑、㔒、㔓、㔔、㔕、㔖、㔗、㔘、㔙、㔚、㔛、㔜、㔝、㔞、㔟、㔠、㔡、㔢、㔣、㔤、㔥、㔦、㔧、㔨、㔩、㔪、㔫、㔬、㔭、㔮、㔯、㔰、㔱、㔲、㔳、㔴、㔵、㔶、㔷、㔸、㔹、㔺、㔻、㔼、㔽、㔾、㔿、㕀、㕁、㕂、㕃、㕄、㕅、㕆、㕇、㕈、㕉、㕊、㕋、㕌、㕍、㕎、㕏、㕐、㕑、㕒、㕓、㕔、㕕、㕖、㕗、㕘、㕙、㕚、㕛、㕜、㕝、㕞、㕟、㕠、㕡、㕢、㕣、㕤、㕥、㕦、㕧、㕨、㕩、㕪、㕫、㕬、㕭、㕮、㕯、㕰、㕱、㕲、㕳、㕴、㕵、㕶、㕷、㕸、㕹、㕺、㕻、㕼、㕽、㕾、㕿、㖀、㖁、㖂、㖃、㖄、㖅、㖆、㖇、㖈、㖉、㖊、㖋、㖌、㖍、㖎、㖏、㖐、㖑、㖒、㖓、㖔、㖕、㖖、㖗、㖘、㖙、㖚、㖛、㖜、㖝、㖞、㖟、㖠、㖡、㖢、㖣、㖤、㖥、㖦、㖧、㖨、㖩、㖪、㖫、㖬、㖭、㖮、㖯、㖰、㖱、㖲、㖳、㖴、㖵、㖶、㖷、㖸、㖹、㖺、㖻、㖼、㖽、㖾、㖿、㗀、㗁、㗂、㗃、㗄、㗅、㗆、㗇、㗈、㗉、㗊、㗋、㗌、㗍、㗎、㗏、㗐、㗑、㗒、㗓、㗔、㗕、㗖、㗗、㗘、㗙、㗚、㗛、㗜、㗝、㗞、㗟、㗠、㗡、㗢、㗣、㗤、㗥、㗦、㗧、㗨、㗩、㗪、㗫、㗬、㗭、㗮、㗯、㗰、㗱、㗲、㗳、㗴、㗵、㗶、㗷、㗸、㗹、㗺、㗻、㗼、㗽、㗾、㗿、㘀、㘁、㘂、㘃、㘄、㘅、㘆、㘇、㘈、㘉、㘊、㘋、㘌、㘍、㘎、㘏、㘐、㘑、㘒、㘓、㘔、㘕、㘖、㘗、㘘、㘙、㘚、㘛、㘜、㘝、㘞、㘟、㘠、㘡、㘢、㘣、㘤、㘥、㘦、㘧、㘨、㘩、㘪、㘫、㘬、㘭、㘮、㘯、㘰、㘱、㘲、㘳、㘴、㘵、㘶、㘷、㘸、㘹、㘺、㘻、㘼、㘽、㘾、㘿、㙀、㙁、㙂、㙃、㙄、㙅、㙆、㙇、㙈、㙉、㙊、㙋、㙌、㙍、㙎、㙏、㙐、㙑、㙒、㙓、㙔、㙕、㙖、㙗、㙘、㙙、㙚、㙛、㙜、㙝、㙞、㙟、㙠、㙡、㙢、㙣、㙤、㙥、㙦、㙧、㙨、㙩、㙪、㙫、㙬、㙭、㙮、㙯、㙰、㙱、㙲、㙳、㙴、㙵、㙶、㙷、㙸、㙹、㙺、㙻、㙼、㙽、㙾、㙿、㚀、㚁、㚂、㚃、㚄、㚅、㚆、㚇、㚈、㚉、㚊、㚋、㚌、㚍、㚎、㚏、㚐、㚑、㚒、㚓、㚔、㚕、㚖、㚗、㚘、㚙、㚚、㚛、㚜、㚝、㚞、㚟、㚠、㚡、㚢、㚣、㚤、㚥、㚦、㚧、㚨、㚩、㚪、㚫、㚬、㚭、㚮、㚯、㚰、㚱、㚲、㚳、㚴、㚵、㚶、㚷、㚸、㚹、㚺、㚻、㚼、㚽、㚾、㚿、㜀、㜁、㜂、㜃、㜄、㜅、㜆、㜇、㜈、㜉、㜊、㜋、㜌、㜍、㜎、㜏、㜐、㜑、㜒、㜓、㜔、㜕、㜖、㜗、㜘、㜙、㜚、㜛、㜜、㜝、㜞、㜟、㜠、㜡、㜢、㜣、㜤、㜥、㜦、㜧、㜨、㜩、㜪、㜫、㜬、㜭、㜮、㜯、㜰、㜱、㜲、㜳、㜴、㜵、㜶、㜷、㜸、㜹、㜺、㜻、㜼、㜽、㜾、㜿、㝀、㝁、㝂、㝃、㝄、㝅、㝆、㝇、㝈、㝉、㝊、㝋、㝌、㝍、㝎、㝏、㝐、㝑、㝒、㝓、㝔、㝕、㝖、㝗、㝘、㝙、㝚、㝛、㝜、㝝、㝞、㝟、㝠、㝡、㝢、㝣、㝤、㝥、㝦、㝧、㝨、㝩、㝪、㝫、㝬、㝭、㝮、㝯、㝰、㝱、㝲、㝳、㝴、㝵、㝶、㝷、㝸、㝹、㝺、㝻、㝼、㝽、㝾、㝿、㞀、㞁、㞂、㞃、㞄、㞅、㞆、㞇、㞈、㞉、㞊、㞋、㞌、㞍、㞎、㞏、㞐、㞑、㞒、㞓、㞔、㞕、㞖、㞗、㞘、㞙、㞚、㞛、㞜、㞝、㞞、㞟、㞠、㞡、㞢、㞣、㞤、㞥、㞦、㞧、㞨、㞩、㞪、㞫、㞬、㞭、㞮、㞯、㞰、㞱、㞲、㞳、㞴、㞵、㞶、㞷、㞸、㞹、㞺、㞻、㞼、㞽、㞾、㞿、㟀、㟁、㟂、㟃、㟄、㟅、㟆、㟇、㟈、㟉、㟊、㟋、㟌、㟍、㟎、㟏、㟐、㟑、㟒、㟓、㟔、㟕、㟖、㟗、㟘、㟙、㟚、㟛、㟜、㟝、㟞、㟟、㟠、㟡、㟢、㟣、㟤、㟥、㟦、㟧、㟨、㟩、㟪、㟫、㟬、㟭、㟮、㟯、㟰、㟱、㟲、㟳、㟴、㟵、㟶、㟷、㟸、㟹、㟺、㟻、㟼、㟽、㟾、㟿、㠀、㠁、㠂、㠃、㠄、㠅、㠆、㠇、㠈、㠉、㠊、㠋、㠌、㠍、㠎、㠏、㠐、㠑、㠒、㠓、㠔、㠕、㠖、㠗、㠘、㠙、㠚、㠛、㠜、㠝、㠞、㠟、㠠、㠡、㠢、㠣、㠤、㠥、㠦、㠧、㠨、㠩、㠪、㠫、㠬、㠭、㠮、㠯、㠰、㠱、㠲、㠳、㠴、㠵、㠶、㠷、㠸、㠹、㠺、㠻、㠼、㠽、㠾、㠿、㡀、㡁、㡂、㡃、㡄、㡅、㡆、㡇、㡈、㡉、㡊、㡋、㡌、㡍、㡎、㡏、㡐、㡑、㡒、㡓、㡔、㡕、㡖、㡗、㡘、㡙、㡚、㡛、㡜、㡝、㡞、㡟、㡠、㡡、㡢、㡣、㡤、㡥、㡦、㡧、㡨、㡩、㡪、㡫、㡬、㡭、㡮、㡯、㡰、㡱、㡲、㡳、㡴、㡵、㡶、㡷、㡸、㡹、㡺、㡻、㡼、㡽、㡾、㡿、㢀、㢁、㢂、㢃、㢄、㢅、㢆、㢇、㢈、㢉、㢊、㢋、㢌、㢍、㢎、㢏、㢐、㢑、㢒、㢓、㢔、㢕、㢖、㢗、㢘、㢙、㢚、㢛、㢜、㢝、㢞、㢟、㢠、㢡、㢢、㢣、㢤、㢥、㢦、㢧、㢨、㢩、㢪、㢫、㢬、㢭、㢮、㢯、㢰、㢱、㢲、㢳、㢴、㢵、㢶、㢷、㢸、㢹、㢺、㢻、㢼、㢽、㢾、㢿、㣀、㣁、㣂、㣃、㣄、㣅、㣆、㣇、㣈、㣉、㣊、㣋、㣌、㣍、㣎、㣏、㣐、㣑、㣒、㣓、㣔、㣕、㣖、㣗、㣘、㣙、㣚、㣛、㣜、㣝、㣞、㣟、㣠、㣡、㣢、㣣、㣤、㣥、㣦、㣧、㣨、㣩、㣪、㣫、㣬、㣭、㣮、㣯、㣰、㣱、㣲、㣳、㣴、㣵、㣶、㣷、㣸、㣹、㣺、㣻、㣼、㣽、㣾、㣿、㤀、㤁、㤂、㤃、㤄、㤅、㤆、㤇、㤈、㤉、㤊、㤋、㤌、㤍、㤎、㤏、㤐、㤑、㤒、㤓、㤔、㤕、㤖、㤗、㤘、㤙、㤚、㤛、㤜、㤝、㤞、㤟、㤠、㤡、㤢、㤣、㤤、㤥、㤦、㤧、㤨、㤩、㤪、㤫、㤬、㤭、㤮、㤯、㤰、㤱、㤲、㤳、㤴、㤵、㤶、㤷、㤸、㤹、㤺、㤻、㤼、㤽、㤾、㤿、㥀、㥁、㥂、㥃、㥄、㥅、㥆、㥇、㥈、㥉、㥊、㥋、㥌、㥍、㥎、㥏、㥐、㥑、㥒、㥓、㥔、㥕、㥖、㥗、㥘、㥙、㥚、㥛、㥜、㥝、㥞、㥟、㥠、㥡、㥢、㥣、㥤、㥥、㥦、㥧、㥨、㥩、㥪、㥫、㥬、㥭、㥮、㥯、㥰、㥱、㥲、㥳、㥴、㥵、㥶、㥷、㥸、㥹、㥺、㥻、㥼、㥽、㥾、㥿、㦀、㦁、㦂、㦃、㦄、㦅、㦆、㦇、㦈、㦉、㦊、㦋、㦌、㦍、㦎、㦏、㦐、㦑、㦒、㦓、㦔、㦕、㦖、㦗、㦘、㦙、㦚、㦛、㦜、㦝、㦞、㦟、㦠、㦡、㦢、㦣、㦤、㦥、㦦、㦧、㦨、㦩、㦪、㦫、㦬、㦭、㦮、㦯、㦰、㦱、㦲、㦳、㦴、㦵、㦶、㦷、㦸、㦹、㦺、㦻、㦼、㦽、㦾、㦿、㧀、㧁、㧂、㧃、㧄、㧅、㧆、㧇、㧈、㧉、㧊、㧋、㧌、㧍、㧎、㧏、㧐、㧑、㧒、㧓、㧔、㧕、㧖、㧗、㧘、㧙、㧚、㧛、㧜、㧝、㧞、㧟、㧠、㧡、㧢、㧣、㧤、㧥、㧦、㧧、㧨、㧩、㧪、㧫、㧬、㧭、㧮、㧯、㧰、㧱、㧲、㧳、㧴、㧵、㧶、㧷、㧸、㧹、㧺、㧻、㧼、㧽、㧾、㧿、㨀、㨁、㨂、㨃、㨄、㨅、㨆、㨇、㨈、㨉、㨊、㨋、㨌、㨍、㨎、㨏、㨐、㨑、㨒、㨓、㨔、㨕、㨖、㨗、㨘、㨙、㨚、㨛、㨜、㨝、㨞、㨟、㨠、㨡、㨢、㨣、㨤、㨥、㨦、㨧、㨨、㨩、㨪、㨫、㨬、㨭、㨮、㨯、㨰、㨱、㨲、㨳、㨴、㨵、㨶、㨷、㨸、㨹、㨺、㨻、㨼、㨽、㨾、㨿、㩀、㩁、㩂、㩃、㩄、㩅、㩆、㩇、㩈、㩉、㩊、㩋、㩌、㩍、㩎、㩏、㩐、㩑、㩒、㩓、㩔、㩕、㩖、㩗、㩘、㩙、㩚、㩛、㩜、㩝、㩞、㩟、㩠、㩡、㩢、㩣、㩤、㩥、㩦、㩧、㩨、㩩、㩪、㩫、㩬、㩭、㩮、㩯、㩰、㩱、㩲、㩳、㩴、㩵、㩶、㩷、㩸、㩹、㩺、㩻、㩼、㩽、㩾、㩿、㪀、㪁、㪂、㪃、㪄、㪅、㪆、㪇、㪈、㪉、㪊、㪋、㪌、㪍、㪎、㪏、㪐、㪑、㪒、㪓、㪔、㪕、㪖、㪗、㪘、㪙、㪚、㪛、㪜、㪝、㪞、㪟、㪠、㪡、㪢、㪣、㪤、㪥、㪦、㪧、㪨、㪩、㪪、㪫、㪬、㪭、㪮、㪯、㪰、㪱、㪲、㪳、㪴、㪵、㪶、㪷、㪸、㪹、㪺、㪻、㪼、㪽、㪾、㪿、㫀、㫁、㫂、㫃、㫄、㫅、㫆、㫇、㫈、㫉、㫊、㫋、㫌、㫍、㫎、㫏、㫐、㫑、㫒、㫓、㫔、㫕、㫖、㫗、㫘、㫙、㫚、㫛、㫜、㫝、㫞、㫟、㫠、㫡、㫢、㫣、㫤、㫥、㫦、㫧、㫨、㫩、㫪、㫫、㫬、㫭、㫮、㫯、㫰、㫱、㫲、㫳、㫴、㫵、㫶、㫷、㫸、㫹、㫺、㫻、㫼、㫽、㫾、㫿、㬀、㬁、㬂、㬃、㬄、㬅、㬆、㬇、㬈、㬉、㬊、㬋、㬌、㬍、㬎、㬏、㬐、㬑、㬒、㬓、㬔、㬕、㬖、㬗、㬘、㬙、㬚、㬛、㬜、㬝、㬞、㬟、㬠、㬡、㬢、㬣、㬤、㬥、㬦、㬧、㬨、㬩、㬪、㬫、㬬、㬭、㬮、㬯、㬰、㬱、㬲、㬳、㬴、㬵、㬶、㬷、㬸、㬹、㬺、㬻、㬼、㬽、㬾、㬿、㭀、㭁、㭂、㭃、㭄、㭅、㭆、㭇、㭈、㭉、㭊、㭋、㭌、㭍、㭎、㭏、㭐、㭑、㭒、㭓、㭔、㭕、㭖、㭗、㭘、㭙、㭚、㭛、㭜、㭝、㭞、㭟、㭠、㭡、㭢、㭣、㭤、㭥、㭦、㭧、㭨、㭩、㭪、㭫、㭬、㭭、㭮、㭯、㭰、㭱、㭲、㭳、㭴、㭵、㭶、㭷、㭸、㭹、㭺、㭻、㭼、㭽、㭾、㭿、㮀、㮁、㮂、㮃、㮄、㮅、㮆、㮇、㮈、㮉、㮊、㮋、㮌、㮍、㮎、㮏、㮐、㮑、㮒、㮓、㮔、㮕、㮖、㮗、㮘、㮙、㮚、㮛、㮜、㮝、㮞、㮟、㮠、㮡、㮢、㮣、㮤、㮥、㮦、㮧、㮨、㮩、㮪、㮫、㮬、㮭、㮮、㮯、㮰、㮱、㮲、㮳、㮴、㮵、㮶、㮷、㮸、㮹、㮺、㮻、㮼、㮽、㮾、㮿、㯀、㯁、㯂、㯃、㯄、㯅、㯆、㯇、㯈、㯉、㯊、㯋、㯌、㯍、㯎、㯏、㯐、㯑、㯒、㯓、㯔、㯕、㯖、㯗、㯘、㯙、㯚、㯛、㯜、㯝、㯞、㯟、㯠、㯡、㯢、㯣、㯤、㯥、㯦、㯧、㯨、㯩、㯪、㯫、㯬、㯭、㯮、㯯、㯰、㯱、㯲、㯳、㯴、㯵、㯶、㯷、㯸、㯹、㯺、㯻、㯼、㯽、㯾、㯿、㰀、㰁、㰂、㰃、㰄、㰅、㰆、㰇、㰈、㰉、㰊、㰋、㰌、㰍、㰎、㰏、㰐、㰑、㰒、㰓、㰔、㰕、㰖、㰗、㰘、㰙、㰚、㰛、㰜、㰝、㰞、㰟、㰠、㰡、㰢、㰣、㰤、㰥、㰦、㰧、㰨、㰩、㰪、㰫、㰬、㰭、㰮、㰯、㰰、㰱、㰲、㰳、㰴、㰵、㰶、㰷、㰸、㰹、㰺、㰻、㰼、㰽、㰾、㰿、㱀、㱁、㱂、㱃、㱄、㱅、㱆、㱇、㱈、㱉、㱊、㱋、㱌、㱍、㱎、㱏、㱐、㱑、㱒、㱓、㱔、㱕、㱖、㱗、㱘、㱙、㱚、㱛、㱜、㱝、㱞、㱟、㱠、㱡、㱢、㱣、㱤、㱥、㱦、㱧、㱨、㱩、㱪、㱫、㱬、㱭、㱮、㱯、㱰、㱱、㱲、㱳、㱴、㱵、㱶、㱷、㱸、㱹、㱺、㱻、㱼、㱽、㱾、㱿、㲀、㲁、㲂、㲃、㲄、㲅、㲆、㲇、㲈、㲉、㲊、㲋、㲌、㲍、㲎、㲏、㲐、㲑、㲒、㲓、㲔、㲕、㲖、㲗、㲘、㲙、㲚、㲛、㲜、㲝、㲞、㲟、㲠、㲡、㲢、㲣、㲤、㲥、㲦、㲧、㲨、㲩、㲪、㲫、㲬、㲭、㲮、㲯、㲰、㲱、㲲、㲳、㲴、㲵、㲶、㲷、㲸、㲹、㲺、㲻、㲼、㲽、㲾、㲿、㳀、㳁、㳂、㳃、㳄、㳅、㳆、㳇、㳈、㳉、㳊、㳋、㳌、㳍、㳎、㳏、㳐、㳑、㳒、㳓、㳔、㳕、㳖、㳗、㳘、㳙、㳚、㳛、㳜、㳝、㳞、㳟、㳠、㳡、㳢、㳣、㳤、㳥、㳦、㳧、㳨、㳩、㳪、㳫、㳬、㳭、㳮、㳯、㳰、㳱、㳲、㳳、㳴、㳵、㳶、㳷、㳸、㳹、㳺、㳻、㳼、㳽、㳾、㳿、㴀、㴁、㴂、㴃、㴄、㴅、㴆、㴇、㴈、㴉、㴊、㴋、㴌、㴍、㴎、㴏、㴐、㴑、㴒、㴓、㴔、㴕、㴖、㴗、㴘、㴙、㴚、㴛、㴜、㴝、㴞、㴟、㴠、㴡、㴢、㴣、㴤、㴥、㴦、㴧、㴨、㴩、㴪、㴫、㴬、㴭、㴮、㴯、㴰、㴱、㴲、㴳、㴴、㴵、㴶、㴷、㴸、㴹、㴺、㴻、㴼、㴽、㴾、㴿、㵀、㵁、㵂、㵃、㵄、㵅、㵆、㵇、㵈、㵉、㵊、㵋、㵌、㵍、㵎、㵏、㵐、㵑、㵒、㵓、㵔、㵕、㵖、㵗、㵘、㵙、㵚、㵛、㵜、㵝、㵞、㵟、㵠、㵡、㵢、㵣、㵤、㵥、㵦、㵧、㵨、㵩、㵪、㵫、㵬、㵭、㵮、㵯、㵰、㵱、㵲、㵳、㵴、㵵、㵶、㵷、㵸、㵹、㵺、㵻、㵼、㵽、㵾、㵿、㶀、㶁、㶂、㶃、㶄、㶅、㶆、㶇、㶈、㶉、㶊、㶋、㶌、㶍、㶎、㶏、㶐、㶑、㶒、㶓、㶔、㶕、㶖、㶗、㶘、㶙、㶚、㶛、㶜、㶝、㶞、㶟、㶠、㶡、㶢、㶣、㶤、㶥、㶦、㶧、㶨、㶩、㶪、㶫、㶬、㶭、㶮、㶯、㶰、㶱、㶲、㶳、㶴、㶵、㶶、㶷、㶸、㶹、㶺、㶻、㶼、㶽、㶾、㶿、㷀、㷁、㷂、㷃、㷄、㷅、㷆、㷇、㷈、㷉、㷊、㷋、㷌、㷍、㷎、㷏、㷐、㷑、㷒、㷓、㷔、㷕、㷖、㷗、㷘、㷙、㷚、㷛、㷜、㷝、㷞、㷟、㷠、㷡、㷢、㷣、㷤、㷥、㷦、㷧、㷨、㷩、㷪、㷫、㷬、㷭、㷮、㷯、㷰、㷱、㷲、㷳、㷴、㷵、㷶、㷷、㷸、㷹、㷺、㷻、㷼、㷽、㷾、㷿、㸀、㸁、㸂、㸃、㸄、㸅、㸆、㸇、㸈、㸉、㸊、㸋、㸌、㸍、㸎、㸏、㸐、㸑、㸒、㸓、㸔、㸕、㸖、㸗、㸘、㸙、㸚、㸛、㸜、㸝、㸞、㸟、㸠、㸡、㸢、㸣、㸤、㸥、㸦、㸧、㸨、㸩、㸪、㸫、㸬、㸭、㸮、㸯、㸰、㸱、㸲、㸳、㸴、㸵、㸶、㸷、㸸、㸹、㸺、㸻、㸼、㸽、㸾、㸿、㹀、㹁、㹂、㹃、㹄、㹅、㹆、㹇、㹈、㹉、㹊、㹋、㹌、㹍、㹎、㹏、㹐、㹑、㹒、㹓、㹔、㹕、㹖、㹗、㹘、㹙、㹚、㹛、㹜、㹝、㹞、㹟、㹠、㹡、㹢、㹣、㹤、㹥、㹦、㹧、㹨、㹩、㹪、㹫、㹬、㹭、㹮、㹯、㹰、㹱、㹲、㹳、㹴、㹵、㹶、㹷、㹸、㹹、㹺、㹻、㹼、㹽、㹾、㹿、㺀、㺁、㺂、㺃、㺄、㺅、㺆、㺇、㺈、㺉、㺊、㺋、㺌、㺍、㺎、㺏、㺐、㺑、㺒、㺓、㺔、㺕、㺖、㺗、㺘、㺙、㺚、㺛、㺜、㺝、㺞、㺟、㺠、㺡、㺢、㺣、㺤、		

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	○ 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的な需要に関する研究と、高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究という二つのプロジェクトの双方について、学位審査研究部を中心とした調査研究活動を遂行し、着実に調査研究を実施した。	
ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的な需要の実証研究（目標②、③、⑤） 現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的な需要について実証的研究を行う。	ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的な需要に関する調査のデータ入力、一次分析を行う。	○ 国内の学生の流動化に関する調査研究として、平成17年度に実施したアンケート調査「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）」の分析作業を進めたほか、平成19年2月に神戸市「大学共同利用施設（UNITY）」を訪問調査し、事業の実態を把握した。 ○ 国際的な学生の流動化の実態と支援システムに関する調査研究として、平成18年12月にフィンランド・タンペレ大学高等教育グループのリーサーディンクターによる講演会を行った。さらに、学生の機関間移動により生じる諸問題への対応に先駆的に取り組んできたアメリカから関係者を招聘して国際シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」を開催し、機関間移動を支援する諸仕組みについて情報を収集するとともに、国内の高等教育関係者に対して問題意識の喚起と情報発信を行った。	
イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③、⑥） 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し、単位認定する方法、並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。	イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。	○ 電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し、複数の専攻区分を対象としてその有効性の検証を行うなど、システムの実稼働を視野に入れた検討を行った。 ○ わが国の大学における単位互換制度について、法令上の位置づけ等を整理したうえで、当該制度の普及状況を2002、2005年度に学位審査研究部で実施した「学生の流動化と支援体制に関する調査」の結果等を用いて提示するとともに、当機構における業務の経軌等をふまえて、同制度の運用上の問題点を指摘した。	
2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。	2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。	○ 調査研究の成果は、学術誌『大学評価・学位研究』第5号に論文1件を掲載し冊子体及びウェブ上の情報として公表した。 ○ 上記の学術誌のほか、学位審査研究部教員の研究成果は、学術論文13編、著書・訳書2編、科学研究費補助金報告書3編等を通して公表した。 ○ 研究会等の開催については、講演会・公開シンポジウム3件、研究会主催8件等を開催したほか、機構ウェブサイトにも掲載して広く情報提供を行った。 ○ 学位審査研究部の教員を中心に実施する科学研究補助金に関し、新規2件、継続1件が採択され、科学研究費補助金690万円の交付を受けた。また、平成19年度の申請にあたり、説明会を開催するなど申請件数の増加に努めた。（平成19年度 新規2件、継続2件の交付予定）。また、科学研究費補助金については、内部監査を行っており、適正な使用の確保に努めている。 ○ 「海外派遣研究員制度」を利用して学位審査研究部から教員1名を1ヶ月間アメリカに派遣して研究の推進に資するよう努めた。（研究テーマ：「米国高等教育における地域アクリディテーション団体と州による設置認可の機能に関する研究」）	A ○ 研究成果の公表などの取組は、精力的に努力されているが、今後、科学研究費補助金の積極的な申請と獲得が望まれる。科学研究費補助金の不正使用防止に関しては、内部監査を行っており、今後も適正な使用がなされるよう体制を維持・向上していくことが期待される。

(4) 情報の収集、整理、提供 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評価	委員コメント
情報の収集、整理、提供	情報の収集、整理、提供	○ 大学評価や学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 評価に関する情報の収集、整理、提供については、20の国立大学法人の協力を得て、データ収集・蓄積に係るシステムの動作状況について検証を行うことを趣旨として、平成17年度より実施している「試行的構築」の協力法人の意見・要望等を踏まえ、また、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供するための機能追加・ハードウェアの整備を行った。 また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。 ○ 国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化するとの観点から、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手し、19年度からの運用開始に向け、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備を図った。 ○ 国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で覚書(MoU)を締結し、また、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。 ○ 学習の機会に関する情報については、「科目等履修生制度の開設大学一覧」等を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサイトで公開した。また、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するためにページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開した。この結果、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る51万件となった。	A	○ 大学情報データベースの構築に向けた努力は評価できる。また、情報提供に関しても順調に進捗していることは評価できる。
(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供	(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供	○ 大学評価に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 「試行的構築」協力法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供するための機能追加・ハードウェアの整備を行った。 また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。 ○ 国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化するとの観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築したことにより、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備ができた。 ○ 国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で覚書(MoU)を締結し、また、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。	A	○ 国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化するとの観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築したことにより、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備を行ったことは評価できる。 ○ 国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で覚書(MoU)を締結し、また、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができたことは評価できる。
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供		○ 「試行的構築」協力法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供するための機能追加・ハードウェアの整備を行った。 また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。	A	
① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築する。そのために必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行い、国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。 また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。 公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。	① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースについて、機構が収集する情報の内容やその整理、提供に関する検討状況を踏まえ、情報の整理、提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行う。 また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。		○ 平成17年度に引き続き、「試行的構築」協力法人と連携・協力を図りながら、情報の収集、整理、提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等必要となる措置を行った。 機能拡張・修正等を行うに当たり、機構での検討状況について「試行的構築」協力法人に対して意見照会を行い、得られた意見・要望等も踏まえ、必要となる措置を行った。特に、各国立大学法人等で入力したデータを機構側において集計し、各国立大学等及び機構の評価担当者へ指標・データを提供するための機能追加・ハードウェアの整備を行うことにより、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への対応が可能となった。 ○ 平成19年2月に、セミナー「大学情報データベースと評価への活用」を開催し、大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の活用事例及び「試行的構築」の状況について情報提供を行うとともに、意見を聴取し、ソフトウェアの機能拡張等に反映させた。 また、文部科学省が平成19年2月に開催した「国立大学法人評価実施担当者連絡会」や、国立大学協会の支部等でも、大学情報データベースの活用について情報提供を行い、意見を聴取した。		
② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。	② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報の内容について検討を行う。		○ 各大学の自己点検・評価への活用及び機構の評価の公正性・透明性を確保するための客観的な基礎情報としての活用を可能とするデータベースを試行的に構築した。 ○ データ項目については、他機関が実施する調査との整合性の確保、作業負担軽減のための集計単位及び定義付けの見直し等、試行的構築及びアンケート調査を通じて得られた協力法人からの意見を踏まえて精選した。 特に、国立大学法人評価で示す資料・データの例との整合性を踏まえて、検討を行った。		○ 評価情報のデータベース化は、大学等の評価作業負担の軽減に貢献するものであり期待される。

③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。	平成18事業年度年度計画なし
④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。	平成18事業年度年度計画なし
⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。	平成18事業年度年度計画なし
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供
① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。	① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

○ 評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築し、これにより、情報収集、整理、提供事業を進める基盤ができた。 ○ 国内の各評価機関と連絡会を開催するとともに、各評価機関が実施するセミナー等に積極的に参加し、情報収集を行った。特に、英国のQAAと覚書(MoU)を締結した。これにより、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的な情報収集体制を確立した。 ○ 諸外国の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入及び専門家の招へいにより、情報収集及び意見交換を行い、またINQAAREなどの国際会議への参加を通じて情報収集した。 ○ 国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。 ○ 機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料(英文概要及びプレゼンテーション資料)を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。また、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。この他、英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。	A
○ 大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくために、より情報の提供に重心をおく必要があることから、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手した。 ○ 「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報(ウェブサイト上で公開されている情報)へのリンク集を中核とするサイトで、この他に機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに合った形で提供することを目指している。 ○ 本ポータルサイトの構築に当たっては、関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、当機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。 ○ 大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、情報提供を依頼し、ポータルサイトに掲載する情報の収集、整理を行った。 ○ 大学等から提供される自己点検・評価報告書及び外部評価報告書等の刊行物については、引き続き受け入れ、リスト化し、情報提供を行う。	

○ 大学評価・学位授与機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料(英文概要及びプレゼンテーション資料)を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供が行われている。また、大学評価・学位授与機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成するなどの取組は評価できる。

○ 大学評価情報ポータルサイトの構築は、大学評価に関する内外の研究に貢献するものとして評価できる。

② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。	② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。	○ 国内の評価機関と定期的に評価制度に関する連絡会を開催するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、情報を収集した。 また、平成20年2月に当機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の実施に先立ち、APQN (Asia Pacific Quality Network) の当機構以外の正規会員機関である大学基準協会及び日本技術者教育認定機構を含めて「2008APQN総会国内準備委員会」を発足させ、緊密な連携のもと準備を進めており、その検討過程で、各機関における国際的質保証に関する取組等についての意見交換を行った。 ○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（9カ国20機関）、関係者の招へい（6カ国8機関11名）及び来訪者の受入（6カ国・地域6機関16名）により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHEなど高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。 特に、英国のQAAとは、平成19年2月に高等教育質保証に関する覚書（MoU）を締結、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的かつ広範な情報収集を行う体制を確立した。 ○ 収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用供した。 ○ 評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入状況を機構ニュースにより発信した他、北欧及び中国の高等教育評価に関するシンポジウム、公開講演会を実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。また、機構のウェブサイト上で公開しているリンク集「世界の高等教育に関する評価機関」について、適宜リンクメンテナンスを実施するとともに、主要な評価機関及び当該機関における評価の状況がより把握しやすいように、本リンク集の再整理を行うべく作業を進めた。	○ 国内の評価機関と定期的に評価制度に関する連絡会を開催するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、情報を収集した。 また、平成20年2月に大学評価・学位授与機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の実施に先立ち、APQN (Asia Pacific Quality Network) の大学評価・学位授与機構以外の正規会員機関である大学基準協会及び日本技術者教育認定機構を含めて「2008APQN総会国内準備委員会」を発足させ、緊密な連携のもと準備を進めており、その検討過程で、各機関における国際的質保証に関する取組等についての意見交換を行ったことは評価できる。 ○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（9カ国20機関）、関係者の招へい（6カ国8機関11名）及び来訪者の受入（6カ国・地域6機関16名）により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHEなど高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集している。 特に、英国のQAAとは、平成19年2月に高等教育質保証に関する覚書（MoU）を締結、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的かつ広範な情報収集を行う体制を確立したことは評価できる。
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。	③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。	○ 大学等及び社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重点をおく必要があることから、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手した。 ○ 「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とするサイトで、この他に機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに合った形で提供することを目指している。 ○ 本ポータルサイトの構築に当たっては、関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、当機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果等において、全体の8割以上が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。 ○ 大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、情報提供を依頼し、ポータルサイトに掲載する情報の収集、整理を行った。 ○ 刊行物自体の収集については、大学から提供のあった研究紀要等を受け入れるとともに、シラバス等については、平成18年8月25日付けで「学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」を送付し、各機関から関連資料を収集、整理し、情報提供を行った。	
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。	④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。	○ 国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、収集した情報は、評価研究部が実施する調査研究会などの調査研究事業に活用したほか、研究成果として、調査研究会で取りまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位授与』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位授与』は機構のウェブサイトでも公開した。 また、国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、評価事業部にて関係資料等の保管を一元管理した。	
⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。	⑤ 平成17年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。	○ 機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料（英文概要及びプレゼンテーション資料）を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。 ○ 我が国の大学評価について大学評価関係者及び広く国民の理解を得るため、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。 ○ 日本の大学評価制度や動向を英語により提供する際、現状では用語の統一がとられていないことから、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手した。平成18年度においては、英語版用語集作成のための日本語版原案を作成した。 ○ 英文ウェブサイトによる情報提供の充実を図るため、機構の英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、機構の大学評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。	
(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	○ 学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。 ○ 学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイト上で公開した。 また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約51万件であった。	○ 国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約51万件に増加するなど評価できる。

① 毎年度、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	① 「平成18年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトで公開した。 なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下は起こらないよう配慮した。 アクセス件数が、年合計で80,250件あり、また、科目履修のための申請時期には、月に9,600件に達したことから、学習希望者等に有効に活用されている。
② 毎年度、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	② 平成18年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	○ 大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す際の利便に供するために、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトで公開した。 なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下は起こらないよう配慮した。 この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、年合計で19,416件、月平均で約1,600件であった。
③ 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に大学情報データベースシステムを活用する。	平成18事業年度年度計画なし	
④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。	③ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。	○ 学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。 この結果、平成18年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の46万件を上回る51万件となった。

(5) その他の業務 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員コメント
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	○ 評価システム及び学位授与の改善・充実等に資するため、国内外の関連機関等と適切な連携・協力を図っている。	○ 国内の各評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を4回開催し、認証評価制度を進めるための諸課題について意見交換を行うなど、連携協力を図った。 ○ 諸外国の関連機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域の個別動向の把握を行い、また、諸外国からの来訪者を積極的に受入れ意見交換等を行い、情報の共有に努めるとともに、諸外国の関連機関との協力体制のもと、シンポジウム、講演会を開催した。特に、英国QAAとの間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行った。 ○ 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 及び経済協力開発機構 (OECD) における「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定、採択など、国際的に活発化している高等教育の質保証に関する議論に参画するため、高等教育の質保証機関の国際ネットワーク (INQAHE)、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN)、UNESCO、OECD等の会合に積極的に参加した。 ○ 川口理事がAPQNの理事に就任するなど、アジア太平洋地域での当機構のリーダーシップを発揮する基盤整備を行った。	A	○ 国内の他の評価機関とのコミュニケーションを進めることは、公的機関である大学評価・学位授与機構に期待される重要な役割である。 ○ 国際交流が積極的に行われていることは評価できる。今後、交流を深めながら認証評価制度の実施を通じて、諸外国の関連機関から日本の大学が注目されることとなるよう期待される。
① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。	① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。		○ 各評価機関の評価事業の円滑な実施に資するため、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を4回開催し、認証評価の実施をめぐる諸課題に対する意見交換、検討等を実施した。 ○ 各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員が相互に講演する等により評価機関の連携協力の強化を図った。		
② INQAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する議論に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。	② 諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する組織等との情報の共有、協力体制の構築等を図るとともに、INQAHE、OECD、UNESCO、APQN等の国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との議論に積極的に参画し、質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び情報提供のための体制の整備を図る。		○ 評価システム等の改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保という観点から、諸外国の関連機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域の個別動向の把握のため、9カ国26機関を訪問した。 ○ 8カ国・地域8機関の来訪を積極的に受入れ、当機構の内容理解を図るとともに、意見交換等により情報の共有に努めた。 ○ 在日公館などの協力を得るなどして、諸外国の関連機関との協力体制のもと、北欧5カ国6名、中国5名、米国3名の専門家等を招へいし、シンポジウム、講演会を開催した。 ○ 平成19年2月に英国のQAAとの間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行った。 ○ 機構の評価の国際的な通用力の確保という観点から、UNESCO、OECDにおける「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定、採択 (平成17 (2006) 年) など、国際的に活発化している高等教育の質保証に関する議論に参画するため、当機構においてもINQAHE、APQN、UNESCO、OECD等の会合に積極的に参加した。 ○ APQNに関しては、平成18年3月の2006総会 (中国・上海) において、機構の働きかけにより平成20 (2008) 年の総会を日本で開催することが決定したことに伴い、平成18年9月に「2008APQN総会国内準備委員会」を設置、平成19年2月の2007総会 (マレーシア・クアラルンプール) において、「2008APQN総会実施準備委員会」を組織すると共に、機構長が2008総会開催のPRを行った。 ○ 平成18年12月に開催されたAPQN理事選挙において、当機構の川口理事が当選し、APQN理事に就任する (任期は平成19年2月から2年間) など、アジア太平洋地域での当機構のリーダーシップを発揮する基盤整備を行った。 ○ 平成18年7月に当機構職員に対して機構の業務の国際的な通用力の確保の重要性等について意識醸成を図るため、文部科学省から講師を招へいし、「UNESCO/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」研修会」を実施した。		○ 平成19年2月に英国のQAAとの間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行ったことは評価できる。 ○ APQNに関しては、平成18年3月の2006総会 (中国・上海) において、大学評価・学位授与機構の働きかけにより平成20 (2008) 年の総会を日本で開催することが決定したことに伴い、平成18年9月に「2008APQN総会国内準備委員会」を設置、平成19年2月の2007総会 (マレーシア・クアラルンプール) において、「2008APQN総会実施準備委員会」を組織すると共に、大学評価・学位授与機構長が2008総会開催のPRを行った。また、平成18年12月に開催されたAPQN理事選挙において、大学評価・学位授与機構の川口理事が当選し、APQN理事に就任するなど、アジア太平洋地域での大学評価・学位授与機構のリーダーシップを発揮する基盤整備を行ったことは評価できる。

③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。	③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。		○ 日英高等教育プログラムでは、機構は日本側推進委員会の事務局を担当し、機構長が同委員会委員長を務めている。 ○ 平成18年7月、日本側推進委員会を開催し、その結果について英国側とも調整を行った結果、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」(平成19年1月～平成19年9月)を実施することとなり、平成19年5月予定の日本側参加機関による英国へのビジット、平成19年6月予定の英国側参加機関による日本へのビジット及び高等教育ポリシー・フォーラムに向けた準備を進めた。 ○ 平成18年12月、英国(エジンバラ)で開催された国際会議“Going Global 2 The UK's International Education Conference”(ブリティッシュ・カウンスル主催)に機構から4名が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ポリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インドなどとの多国間連携実施の可能性等について協議を行った。 ○ 英国のQAAと、平成18年2月に高等教育保証分野での連携に関する覚書(MoU)を締結した。本覚書に基づき、「高等教育の質保証に関する日英双方の用語集の作成」、「評価機関の国際通用性に関するプロジェクト」等のプロジェクトを日英双方で実施していくことで合意が得られたことを受け、プロジェクトの具体的な内容についてQAAと連絡調整を行い、準備を進めた。	
(2) 広報活動の実施	(2) 広報活動の実施	○ 機構の実施する事業について広く国民の理解促進等を図るため、広報活動を適切に実施している。	○ 機構の事業について、大学等関係者・学位授与申請者をはじめ、広く国民の理解を得るため、既存の広報活動に加え、①機構ニュースのウェブサイト化による迅速な情報提供の実施、②認証評価に関する広報番組の作成・配信、③認証評価結果に関する新聞広告の掲載、④機構近郊の教育機関と連携した広報活動の実施などを行った。 ○ ウェブサイトについては、情報掲載に要する期間の短縮及び新着情報掲載件数の増加に努めたほか、サイトのリニューアルを行うなど改善を図り、前年度を大幅に上回るアクセス件数を得た。	A ○ 全国紙への評価結果の公表等、広報活動の強化・充実が評価できる。
① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。	① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。		○ 評価事業及び学位授与事業の円滑な実施並びに事業活動等の広報のため、広報誌及びウェブサイトを活用し積極的に情報発信を行った。 ○ 認証評価が大学等の教育研究活動の改善に資するものであることをPRするため、平成17年度に機構の認証評価を受けた大学を取材し、広報用番組を作成してウェブサイトで配信した。 ○ 広報誌「機構ニュース」(第42号～第46号)を発行し、各事業の事業活動について掲載・情報発信を行った。なお、「機構ニュース」の発行については、機構ウェブサイトとの連携を図り戦略的かつ迅速な広報活動を実施するため、平成19年2月より従来の冊子体での発行からウェブサイトでの発行へと発行形態を切り替え、4半期毎の発行から毎月発行することとした。 ○ シンポジウム(日本一ノルディック公開シンポジウム)の開催を広報する手段の1つとして、シンポジウムの開催内容をマスメディアに情報提供した。 ○ 認証評価についてマスメディアを通じて広く国民に理解を得ることを目的に、平成18年度認証評価結果公表翌日の全国紙に、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行った。 ○ 平成18年度から本格稼働したウェブサイトコンテンツ管理システムにより、各事業担当自らがウェブサイトへ情報掲載を行うことができ、情報掲載に要する期間の短縮が図られたとともに新着情報掲載件数が増加した。また、サイトのリニューアルを行い、①フレーム形式からテーブル形式への変更、②音声読み上げソフト利用者が画像情報を得るための画像への文字情報の設定、③Google等の検索エンジンにおける「大学評価」のキーワードでの機構ウェブサイトの上位表示への対応等を実施し、ウェブアクセシビリティの向上を図った。 ○ 各認証評価について分かりやすく説明した評価対象機関向けのリーフレットを作成し、大学、短期大学、高等専門学校及び関係団体に送付した。	
② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。	② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。		○ ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果を評価するのに役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。また、NOREN4を導入したことにより、新着情報件数が増やすなどした結果、平成18年度のアクセス件数は平成17年度と比較し、30万件増加の200万件であった。そのうち、大学評価事業関係では約17万件の増加、学位授与事業関係では約5万件の増加となった。	○ ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果を評価するのに役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。また、NOREN4を導入したことにより、新着情報件数が増やすなどした結果、平成18年度のアクセス件数は平成17年度と比較し、30万件増加の200万件であった。そのうち、大学評価事業関係では約17万件の増加、学位授与事業関係では約5万件の増加となったことは、評価できる。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	○ 評価についての普及活動（シンポジウムやセミナー等）を適切に実施しているか。	○ 大学評価に関するシンポジウム「大学評価への期待」を大阪で開催し、また、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について説明会をそれぞれ開催し、さらに、大学や関係諸機関等が開催する講演会等に積極的に参加し、評価に係る事項等について説明を行った。 ○ 国外の評価機関等との連携・協力により、平成18年8月に公開研究会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」、平成18年9月に日本ーノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」、平成18年11月に公開講演会「中国の高等教育における躍進」をそれぞれ開催した。 ○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、「大学評価文化の展開ーわかりやすい大学評価の技法ー」を刊行した。また、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻の刊行の準備を進めた。 ○ 各大学等の自己評価担当者等を対象とした「自己評価担当者等に対する説明会」及び国立大学法人等を対象としたセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を開催した。 ○ シンポジウム及び自己評価担当者に対する研修会等の開催の都度、参加者に対してアンケート調査を実施し、そのアンケートを活用し、今後の実施するシンポジウム等の内容の充実を図る。	A	○ 大学評価・学位授与機構を中心とする努力の結果、評価に関するコンセンサスが生まれつつあることは、評価文化の前進であり評価できる。
① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。	① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。		○ 今後の認証評価をはじめとする大学評価の目指すべき方向性について探るため、大学評価に何を期待するかという観点から、大学関係者に加え、高等学校等関係者や経済産業界関係者も交えて「大学評価への期待」と題する大学評価シンポジウムを大阪で開催した。 ○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めた。シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。 ○ 機構の評価事業が広く国民に認知され、理解が得られることを目的として、大学や関係諸機関等が開催する講演会等に積極的に参加し、評価に係る事項等について説明を行った。（平成18年度は年22回） ○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、評価の意義や目的、評価の方針・特色、機構の評価基準の内容など評価に関する基本的事項についてわかりやすく解説した書誌、「大学評価文化の展開ーわかりやすい大学評価の技法ー」を平成18年5月に刊行した。また、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻の刊行の準備を進めた。 ○ 北欧5ヶ国の大学評価関係者を招へいするとともに、日本ーノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」を実施した。 また、平成17年度から開始したシリーズ『アジアにおける大学評価』の第2回目として、公開講演会「中国の高等教育における躍進」を開催した。 さらに、評価研究部における調査研究の一環として、ベース大学（米国）等から研究者を招へいし、公開研究会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」を実施した。 これらの交流を契機として、国外の評価機関等との連携・協力体制を強化することができた。		
② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。	② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。		○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。 ○ 各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月に「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」を開催した。		
③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。	③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。		○ 大学評価シンポジウム、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査（8回）を実施した。 ○ アンケート調査結果を踏まえ、平成19年度以降の開催場所、時間、テーマ及び研修内容について改善を図る。また、自己評価担当者等に対する研修会については、開催時期を早めることや、認証評価と合わせて開催することで参加しやすくなるなどの改善を図る。		○ 大学評価シンポジウム、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査（8回）を実施し、アンケート調査結果を踏まえ、平成19年度以降の開催場所、時間、テーマ及び研修内容について改善を図る。また、自己評価担当者等に対する研修会については、開催時期を早めることや、認証評価と合わせて開催することで参加しやすくなるなどの改善を図るなどの取組は評価できる。

2 業務運営及び財務内容

(1) 業務運営 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評価	委員コメント
(1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等(大学、短期大学、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を担当するそれぞれの委員会、法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価を担当する委員会、国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。)及び学位授与事業については学位審査会とそのもとに置かれる委員会に、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制を整備を図る。 また、調査研究業務、情報提供業務及び管理運営業務についても、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。	(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等	○ 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を実施しているか。	○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等に大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。これらの組織では、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。	A	○ 大学評価・学位授与機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会等に大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、評価等に関するコンセンサスを図る努力が適切になされていることは評価できる。
	① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 エ 法科大学院認証評価委員会 オ 国立大学教育研究評価委員会 カ 学位審査会		○ 評価事業における各委員会 ・「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」について、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等の各方面の有識者の参画を得て、公正かつ適切な認証評価を行った。 ・「国立大学教育研究評価委員会」について、大学関係者及び広く関係各界からの有識者の参画を得て、中期目標期間終了時における国立大学法人等の教育研究評価の進め方について議論を深めた。 ○ 学位授与事業における学位審査会 学位審査会は、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、適切な審査体制を確立し、十分な審査を行った。		
	② 評議員会 各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。		○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、適切な審査体制を確立している。平成18年度は6月、10月及び3月に開催し、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成19年度年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会の委員の選考等、機構の運営に関する重要事項について審議を行った。 その審議において、広報については大学等関係者への情報提供が重要であること、日本の大学全体の活性化につながる評価が必要なこと及び短大の認証評価の仕組みについて今後関係機関間で連携・協調の在り方を検討する必要があることなどの意見をいただき、それらを業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に反映させた。		
	③ 運営委員会 機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。		○ 運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、6月、10月、2月及び3月に開催し、評議員会の審議事項との調整を図りつつ、機構の事業の運営実施について審議を行った。 その審議において、教員人事について任期制を導入するにあたっては優秀な人材の確保に留意すべきであること及び認証評価によって改善につながった大学等の事例を示すことが重要であることなどの意見をいただき、それらを業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映させた。		
(2) 毎年度、自己点検・評価を行う。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。 さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度～20年度の間に、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。	(2) 自己点検・評価の実施 平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。 また、自己点検・評価の結果に基づき、必要に応じて、業務の見直し、改善を図る。	○ 各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を適切に実施しているか。	○ 平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの結果を得ていることは評価できる。 ○ 平成18年度の各事業の業務の実績について、自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進捗管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、平成18年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、着実に取り組みを行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めている。 ○ 平成19年度に、外部の有識者で構成される組織において、平成16年度から平成18年度までの自己点検・評価の結果等についての検証を実施することから、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価委員会ワーキンググループを設置して検証方法やスケジュールの策定及び委員の人選等について検討を行うなど、外部検証の実施に向けて準備を行っていることは評価できる。	A	○ 平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの結果を得たことは評価できる。 ○ 平成18年度の各事業の業務の実績について、自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、大学評価・学位授与機構全体で進捗管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、平成18年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、着実に取り組みを行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めている。 ○ 評議員会、運営委員会において、外部の有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え、その意見を業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効果的・効率的な業務の実施に向けた改善が図られている。 ○ 平成19年度に、外部の有識者で構成される組織において、平成16年度から平成18年度までの自己点検・評価の結果等についての検証を実施するため、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価委員会ワーキンググループを設置して検証方法やスケジュールの策定及び委員の人選等について検討を行うなど、外部検証の実施に向けて準備を行っていることは評価できる。

(1) 業務運営 (1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置：評定A)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員コメント
1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成17年度実績に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成17年度実績に比較して1%以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	○ 既存経費の見直し、業務の効率化を図っているか。 ○ 業務の合理化を図るための措置を適切に実施しているか。 ○ 必要に応じて組織の見直しや、人員の適正配置を行っているか。	○ ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進、ITの積極的な活用、競争性を確保した効率的な調達などの見直しを行った。その結果、平成17年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については6.09%、その他の事業費（退職手当を除く。）については1.88%を削減した。 ○ 給与計算業務等のアウトソーシング、派遣職員の受け入れを行った結果、前年度の超過勤務手当と比較し、14,197千円を削減した。また、執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、クールビズ・ウォームビズによる冷暖房温度設定（夏季28℃、冬季19℃）の徹底など、光熱水量の節約に対して積極的な取り組みを実施した。その結果、前年度の光熱水量と比較し、それぞれ電気使用量261,480kw、水道使用量1,231㎡などの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として2,580千円を削減した。 ○ 共有フォルダによる情報の共有化、通知文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底、大型ディスプレイの活用を行った。また、紙媒体で作成、送付していた報告書、広報誌等の印刷物を電子媒体でウェブサイトに掲載するなどの取り組みを行った結果、複写機に要する経費、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、前年度と比較し、6,237千円を削減した。 ○ 日常的な事務用消耗品の一括購入やコピー用紙の単価契約、一般競争入札の実施、複写機の複数年リース契約の継続、他機関との消耗品の共同購入を行った結果、前年度と比較し、475千円を削減した。なお、平成18年11月より随意契約によることができる場合の基準額を超えたものについては、機構のウェブサイトで公表を行っている。	A	○ 限られたリソースでの効率化努力がなされていることは評価できる。 ○ 派遣職員の受入れは、経費の削減に役立っており、業務の質を維持し、職場のコミュニケーションが良好に保たれるよう留意する必要がある。 ○ 随意契約の見直しについて、一般競争入札の実施、随意契約によることができる場合の基準額を超えたものについての公表など、取組を始めていることは評価できる。
① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。	① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。				
② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。	② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。				
③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。	③ 競争性を確保した契約等をさらに進めるとともに、他機関との共同購入を実施する。				
④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。					

	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員コメント
IV 財務内容の改善に関する事項 (中期目標) 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。 2 固定経費の削減 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定経費の削減を図る。		○ 予算の適正かつ効率的な執行を図っているか。	○ 適正な事業別予算管理 (1) セグメント区分の設定 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。 (2) 予算の執行管理 予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。また、平成18年度からは、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても予算執行状況及び予算残高を確認できるように対応した結果、各事業を担当する部門から評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を把握できるようになるなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。 ○ 適正な資金計画 現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。 ○ 監査の実施 ・独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期することを目的とし、内部会計監査を12月20日から22日の3日間に亘り実施した。なお、平成18年度は監査期間を前年度より1日増やすとともに、会計監査に關し専門的知識を有する第三者を監査人に加え、監査体制の充実を図った。科学研究費補助金の内部監査についても、10月19日及び10月23日の2日間に亘り実施し、適正な使用確保に努めた。 ・前年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。 ・監事監査については、平成17年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見取組を6月に行い、監査機能の充実を図った。 ○ 固定経費の削減状況 効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定経費44,320千円の削減を行った。 また、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの結果、前年度の超過勤務手当と比較し、14,197千円を削減した。	A	○ 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示したことは評価できる。 ○ 効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等の固定経費44,320千円の削減が行われた。また、超過勤務手当等の人件費を削減するため、市場化テストの導入を視野に入れた恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの結果、前年度の超過勤務手当と比較して、14,197千円削減されていることは評価できる。 ○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行うなど人件費削減に努めていることは評価できる。 ○ 監査法人による固定資産についての減損調査を行うことにより、減損の状況を把握するなど、適切な対応がなされている。
Ⅲ 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1 予算 略 2 収支計画 略 3 資金計画 略 4 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(1,109百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までは概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。	Ⅲ 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1 予算 略 2 収支計画 略 3 資金計画 略 4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成20年の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な計画を立てる。		1 予算 収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込みに比べて多かったこと及び奨学金の受け入れにより差違が生じた。 支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 2 収支計画 恒常的な光熱費や消耗品等の経費の削減により効率化を図ることができ、その分機械整備の導入に係る経費などの施設整備に充てたため、差違が生じた。 3 資金計画 業務活動の資金支出については、見込みに比べ大学等認証評価事業の申請校数が多かったことなどによる業務量の増大のため差違が生じた。 また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えたため差違が生じた。 4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行い、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な計画を立てた。 また、派遣職員受け入れ等により常勤職員に係る超過勤務を削減すること及び西東京地区3国立大学において大学等実務研修中の職員4人に係る人件費を半年間出向先大学が負担することなど、平成18年度の常勤役職員の人件費を削減するための方策を実施した。		
IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額6億円 2 短期借入金が必要とする事象としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合が想定される。	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額6億円 2 短期借入金が必要とする事象としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合が想定される。				
V 重要な財産の処分等に関する計画 なし	V 重要な財産の処分等に関する計画 なし				
VI 剰余金の使途 1 評価業務の充実 2 学位授与業務の充実 3 調査研究業務の充実 4 情報収集・整理・提供業務の充実	VI 剰余金の使途 機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。				

(3) 人事に関する事項 (Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項：評定A)

中期計画	平成18年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実績	評定	委員のコメント
人事に関する計画 (1) 方針	人事に関する計画 (1) 方針	○ 職員の計画的かつ適正な配置を行っているか。 ○ 職員の専門的な能力の向上を図るため、研修を適切に実施しているか。 ○ 教員の公募制により、幅広く人材を求めているか。	○ 各課における担当業務の実績を踏まえ、今後の業務量の変動見込みを行い、業務量に応じた係体制等の整備及び人員配置を行ったことにより、機構が行う事業を適切に遂行することができた。 ○ 企画調整会議の定例化、全体協議会の廃止など機構内委員会の見直しを行い、管理運営の効率化を図った。 ○ 大学等実務研修及びパソコン研修等の実践的研修の実施及び外部機関が実施している専門的研修等に多数の職員が参加したことにより、職員の資質の向上等が図られた。 ○ 教員の採用については、公募により18人の応募の中から即戦力となる2人の教員を確保することができた。	A	○ 今後の業務量の増加が予想される中で、政府の方針に沿って人件費削減の効率化の努力がなされている。なお、この対応により職員の負担増や業務の質の低下を招きかねないことに留意する必要がある。
① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。		○ 国際連携センターには、業務推進のため教員2人を増員（1人→3人）し、評価事業部には、業務量の増加に対応するため、6人の増員（65人→71人）を行い、業務量に応じた人員配置を実施した。 ○ 他機関との人事交流を継続して実施（47機関73人）し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。また、業務の継続性を勘案した新規採用職員については、1人採用した。 ○ 人事交流者と機構採用職員の配置については、機構の業務が円滑に実施できるようにするとともに、評価業務に関する人材育成等に配慮しながら、計画的に実施している。		
② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。	② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。		○ 機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、職員の能力の向上を図った。 ① 実践的研修等（機構実施） ・情報セキュリティポリシーに関する説明会（4月3日実施、48人参加） ・学位授与事業に関する研修（4月5日実施、58人参加） ・評価事業に関する研修（4月6日及び8月4日実施、58人及び64人参加） ・パソコン研修（6月・7月の8日間実施、延べ39人参加） ・英会話研修（11月～3月週2回英会話学校に通学、3人参加） ② 専門的研修等（外部機関実施） ・財務、監査業務、著作権制度、情報システム及び衛生管理に関する研修等（14件の研修、講習、セミナー、32人参加） ③ 大学等実務研修 ・西東京地区の5大学に機構採用職員6人派遣（12ヶ月1人、9ヶ月1人、6ヶ月4人） ④ 文部科学省関係機関職員行政実務研修 ・文部科学省に機構採用職員2人派遣（12ヶ月2人）		
③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。	③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。		○ 機構のウェブサイト等を活用した公募により、幅広く人材を求めた結果、大学はもとより国の研究機関及び民間機関からも応募者があり、即戦力となる有用な人材を確保することができた。		○ 機構のウェブサイト等を活用した公募により、幅広く人材を求めた結果、大学はもとより国の研究機関及び民間機関からも応募者があり、即戦力となる有用な人材を確保していることは評価できる。
(2) 人員に係る指標（常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。）（参考1） ① 期初の常勤職員数149人 ② 期末の常勤職員数見込み149人 （参考2） 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,400百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。	(2) 人員に係る指標（常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正に努める。）		○ 平成18年度期初の常勤職員数 148人 平成18年度期末の常勤職員数 138人（△10人）		